

福島市一般廃棄物処理基本計画

【素案】

令和 9 年〇月

福島市

内容

1 計画策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の構成	2
1-3 計画の位置づけ	3
1-4 計画の範囲と対象区域	4
1-5 計画目標年次	5
1-6 計画の進行管理	5
2 現状と課題	6
2-1 ごみ処理行政の現状	6
2-2 ごみ処理行政の前計画における評価と課題	20
2-3 生活排水処理行政の現状	26
2-4 生活排水処理の前計画における課題	35
3 ごみ処理基本計画	36
3-1 本市が目指すごみ処理のあり方	36
3-2 基本方針と基本施策の体系	41
基本方針 1 市民・事業者・行政の責務の明確化	43
基本方針 2 ごみ減量プラス資源化	45
基本方針 3 循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進	47
基本方針 4 持続可能なごみ・資源物処理体制の構築	49
基本方針 5 最終処分場の延命化	51
4 生活排水処理基本計画	53
4-1 本市が目指す生活排水処理のあり方	53
4-2 基本方針	55
4-3 基本施策	55
5 食品ロス削減推進計画	57
5-1 計画の趣旨・目的	57
5-2 現状分析・目標値	59
5-3 行動指針	61
【参考資料】	63
福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿	63
福島市 ごみ処理の変遷 年表	64
福島市 一般廃棄物処理施設の概要	66

1 計画策定にあたって

1-1 計画策定の趣旨

福島市では、「福島市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって、環境にやさしい生活様式の定着、安定的かつ効率的な適正処理の推進、地域とのパートナーシップの活性化に取り組んできました。

本計画の策定に当たっては、本市の最上位計画である総合計画との整合性を図ることが重要であることから、総合計画の策定期間が1年間延期されたことを踏まえ、本計画についても策定期間を1年間延期することとしました。次期総合計画が掲げる「自然と共生し、環境にやさしい持続可能なまち」の実現を環境行政の側面から支える個別計画として、総合計画の方向性や関係施策との整合を図りながら、本市の一般廃棄物処理施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として、本計画を策定するものです。

現行計画に基づく取組により、分別の徹底や資源の有効活用が進んでいる一方で、福島市のごみ排出量は依然として高く、リサイクル率も全国平均や中核市平均と比べて十分とは言えない状況が続いています。また、一部では不法投棄や適正に処理されないごみの発生も見られ、市民生活や景観、環境への影響が懸念されるなど課題が残されています。

こうした状況の中、福島市を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。人口減少・少子高齢化が進行し、経済情勢が変動する中で、生活様式や消費行動も多様化し、これに伴い家庭生活や事業活動によって排出される廃棄物の質や量も変化しており、従来の取組だけでは対応が難しくなっています。また、福島市は東日本大震災からの復興に今なお挑み続けるまちであるとともに、日本有数の産地である桃をはじめとする農産物など地域資源が豊富であり、本市の恵まれた豊かな自然環境を未来へつないでいくため、廃棄物のより一層の減量化・資源化、適正処理の推進が求められています。

さらに、再生可能エネルギーの導入や地産地消の推進、循環型社会の実現など、地域資源を生かした環境配慮型のまちづくりが求められており、国や県の循環型社会形成に関する政策とも整合させる必要があります。市民や事業者、地域団体と行政が共創し、地域特性を生かしながら、持続可能な資源循環社会を構築することが、今後ますます重要になっています。

本計画は、現行計画で培った知見や残された課題、社会情勢の変化を踏まえ、地域社会との共創により、ごみの減量化・資源化のさらなる推進やデジタル技術の活用による持続的かつ効率的な処理体制の維持・構築に重点的に取り組むなど、今後の一般廃棄物処理の方向性を示すものです。福島市らしい自然や地域のつながりを大切にしながら、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会を実現し、次の世代に安心して暮らせる福島市を引き継いでまいります。

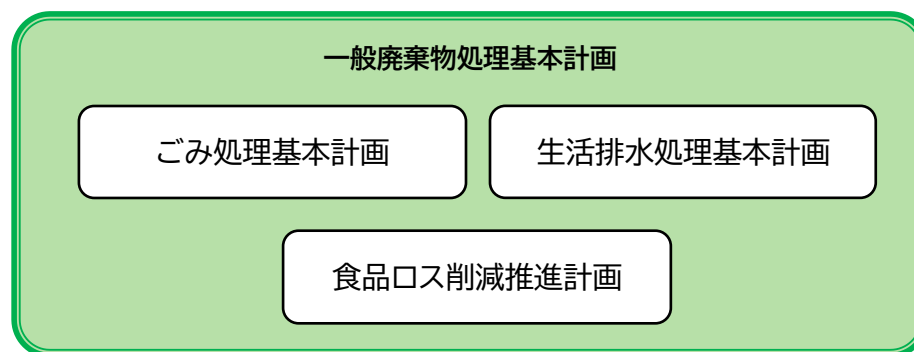
1-2 計画の構成

本計画は、福島市における一般廃棄物処理行政の基本的な方向を示すものであり、「ごみ処理」と「生活排水処理」の2つの分野を対象としています。両分野は、市民生活の基盤を支える重要な環境インフラであり、相互に関連しながら地域の衛生環境を保全するものです。

また、食品ロス削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）により策定が努力義務とされている「食品ロス削減推進計画」を、廃棄物分野における食品ロス削減推進計画の取組として本計画に内包することとします。

具体的な取組内容や事業の進め方については、本計画をもとに別途「実施計画」を策定し、年度ごとの状況や課題に応じて柔軟に改善を図りながら、毎年度、福島市廃棄物減量等推進審議会等で進捗を把握・確認することにより進行管理を行っていきます。これにより、基本計画で示す方向性を確実に具現化し、計画的かつ効果的な施策の推進を図ります。

《図 1-2-1 一般廃棄物処理基本計画の構成》

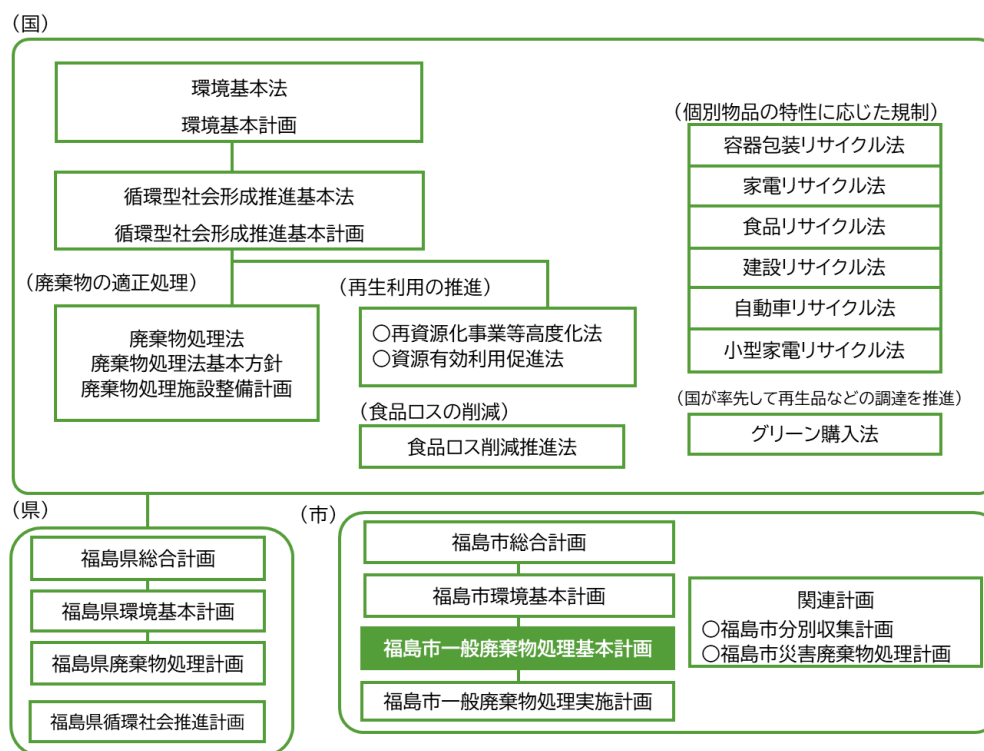


1-3 計画の位置づけ

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」第6条第1項に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画として策定するものです。家庭系ごみや事業系一般廃棄物などの処理・資源化に関する基本的な方針を示し、本市におけるごみ・資源物処理行政の最上位計画として位置づけられます。

また、本計画は、国の循環型社会形成推進基本計画や福島県循環社会推進計画の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた具体的な施策や取組を示すものです。福島市環境基本計画の分野別計画として整合を図るとともに、他施策との連携を通じて、市全体の環境施策の方向性を統一的に示す役割も担っています。さらに、気候変動対策や地域資源の循環利用、脱炭素社会の実現など、他の関連分野の取組とも有機的に連携を深めることで、環境・経済・社会のバランスが取れた持続可能な地域づくりを推進するための指針となります。本計画に基づく具体的な施策や目標の設定は、市民・事業者・行政が共創して循環型社会を実現するための基盤となり、将来にわたり持続可能なごみ・資源物処理体制の確立に資するものです。

≪図 1-3-1 国・県・市の関係法令≫

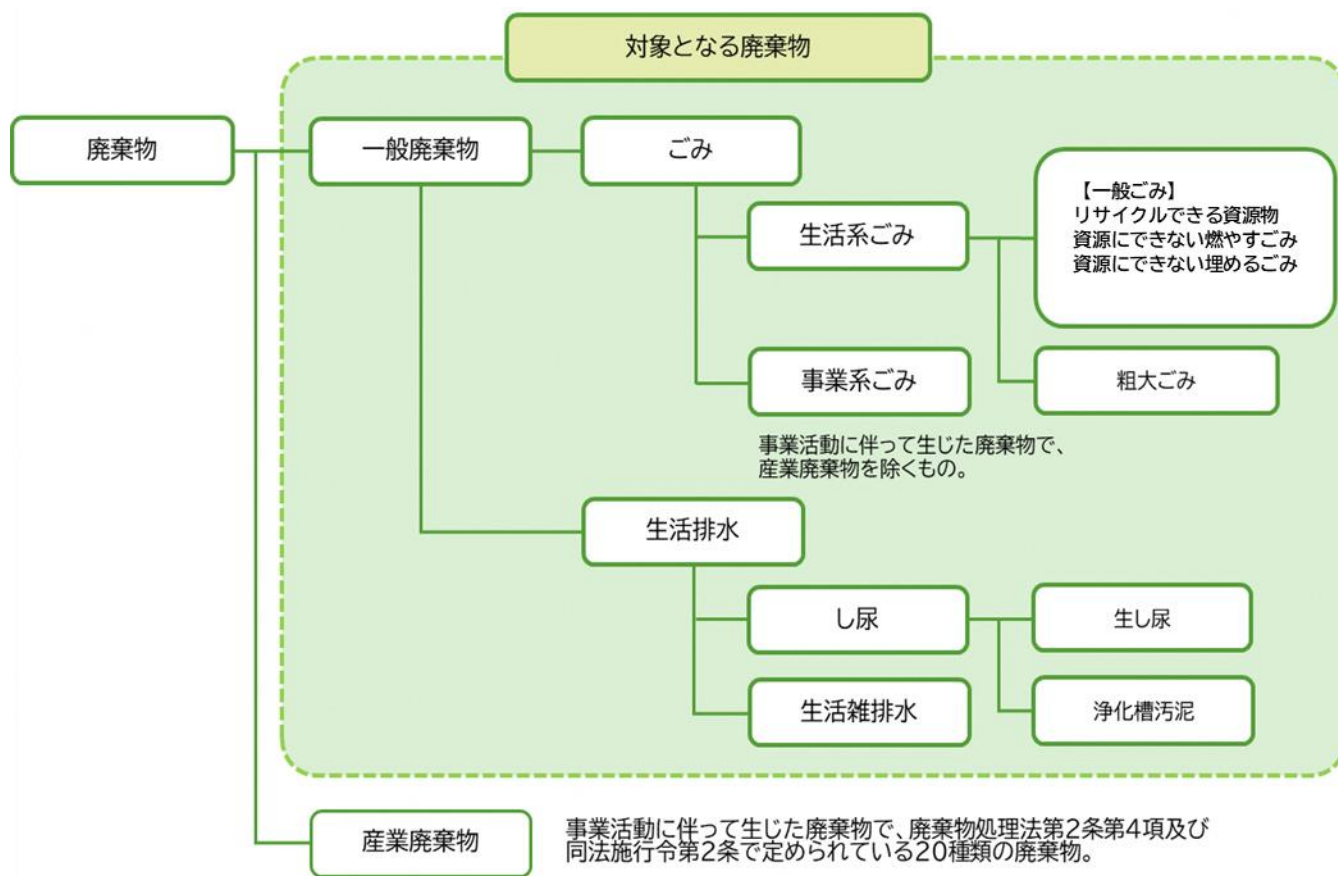


1-4 計画の範囲と対象区域

本計画の範囲は、市内から発生する一般廃棄物を対象とし、あわせ産廃※1については対象に含めないこととします。なお、災害時に発生する一般廃棄物については、本計画との整合を図りつつ、別に定める「災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な体制整備及び適正かつ円滑な処理を実施するものとします。また、本計画の対象区域は市全域とします。

※1「あわせ産廃」：廃棄物処理法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と同様の方法により処理する産業廃棄物であり、本市では、市が認めた範囲で、紙くず、木くず、ガラスくずなどを処理しています。

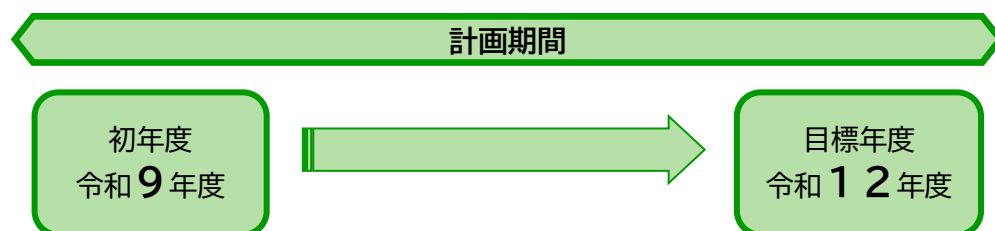
＜図 1-4-1 一般廃棄物処理基本計画の対象＞



1-5 計画目標年次

本計画では、今後4年間（令和9年度～令和12年度）における基本理念や目標、施策の方向性を示すとともに、令和12年度を目標年次とし、循環型社会の形成と持続可能な処理体制の構築を目指します。

≪図 1-5-1 計画期間と目標年次≫



1-6 計画の進行管理

本計画の推進を図るため、毎年度の進行管理をするとともに、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行います。また、進捗状況については、市民、事業者へ情報公開します。

2 現状と課題

2-1 ごみ処理行政の現状

2-1-1 国の目標

国は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「循環型社会形成推進基本法」に基づき、廃棄物の適正処理と資源の有効活用を進めています。ごみ処理行政に関する国の基本目標は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用を優先的に推進し、最終処分量の減量化と環境負荷の低減を図ることであり、焼却施設や最終処分場などの適正管理、再資源化施設の整備・高度化を通じて、衛生的で持続可能な廃棄物処理体制の確立を目指しています。

また、自治体に対して一般廃棄物処理計画の策定や、リサイクルの推進、食品ロス・プラスチックごみ削減などの取組を促し、地域における循環型社会の形成を支援しています。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、廃棄物処理分野での温室効果ガス削減やエネルギー回収の推進も重要な目標に位置づけられており、福島市においても、これらの国の目標を踏まえ、地域の特性に応じたごみの減量化と資源循環の仕組みづくりを進めることが求められています。

(1) 廃棄物処理法の基本方針（令和5年6月環境省告示第32号）

廃棄物処理法の基本方針は、廃棄物の適正処理を確保しつつ、循環経済への転換を図るための国の基本的な考え方を示したものです。基本方針では、廃棄物の発生抑制を最優先とし、発生した廃棄物については、不法投棄や不適正処理を防止し、環境への負荷をできる限り低減することを基本としています。本方針は、第五次循環型社会形成推進基本計画の方向性と整合を図りながら、国・自治・事業者・国民が一体となって取り組むことを求めています。

≪表 2-1-1 廃棄物処理法に基づく基本方針の数値目標（参考）≫

指 標	数値目標
ごみ排出量	約9%減少（基準：2022年度）
1人1日当たり家庭系ごみ排出量	約478g/人・日
1人1日当たりごみ焼却量	約580g/人・日
一般廃棄物の最終処分量	おおよそ約5%減を目指す（基準：2022年度）
産業廃棄物の排出量	約 1%増加に抑制（基準：2022年度）
産業廃棄物の出口側循環利用率	約37%

(2) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 3 月 1 5 日閣議決定）

第五次循環型社会形成推進基本計画では、循環型社会の形成を一層推進するとともに、脱炭素社会・自然共生社会との統合的な取組をさらに深化させ、循環型経済（サーキュラーエコノミー）への移行を明確に位置づけています。経済的・社会的側面を重視しつつ、資源の持続的な利用と環境負荷の低減を両立させることを目的としています。

≪表 2-1-2 第五次循環型社会形成推進基本計画の数値目標（参考）≫

指 標	数値目標
1人1日当たりごみ焼却量	約580g 【2030年度目標】
最終処分量	約1,100万t/年 【2030年度目標】
出口側の循環利用率 （廃棄後循環率）	約44% 【2030年度目標】

2-1-2 福島市のごみ処理体制

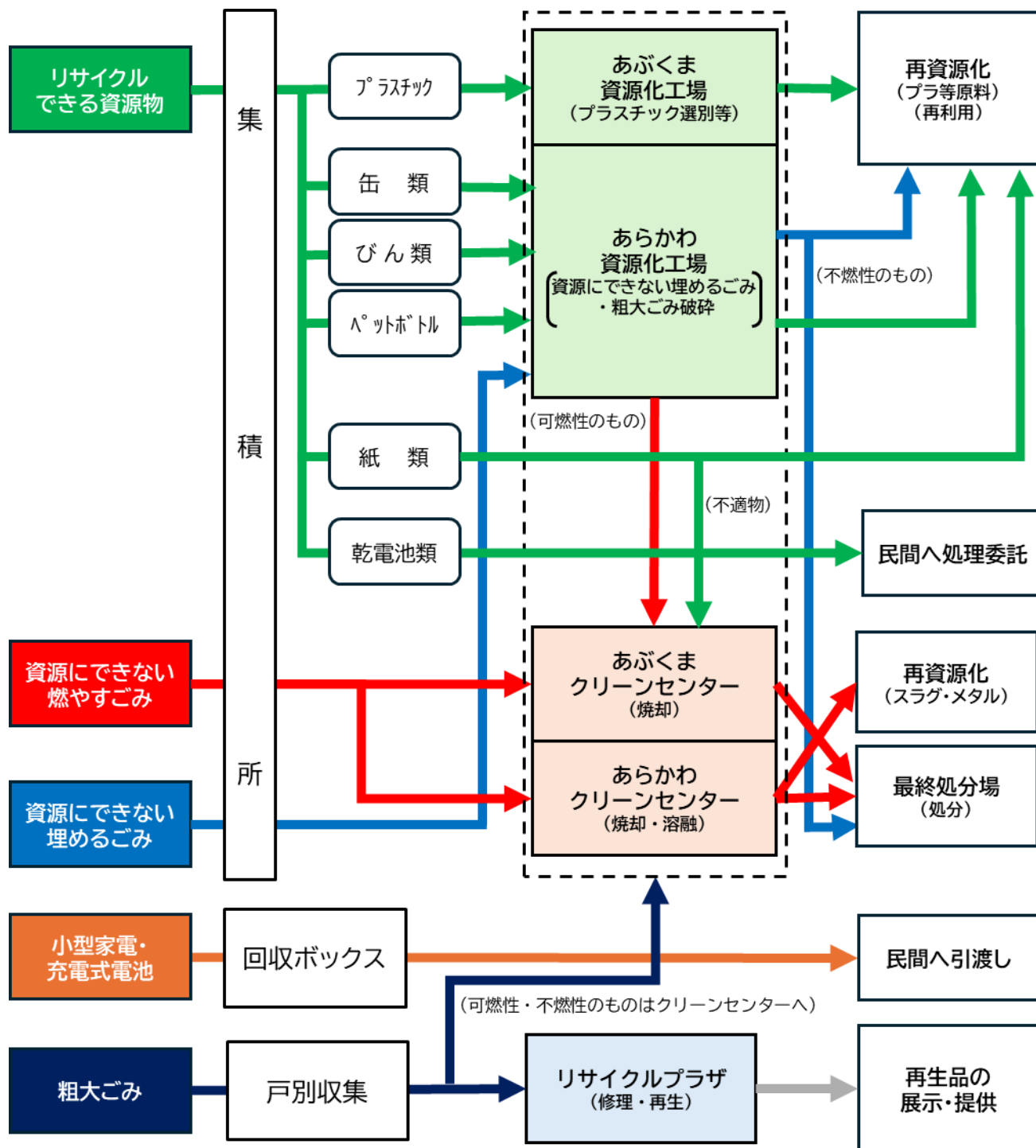
(1) ごみ処理フロー

本市で発生するリサイクルできる資源物のうち、容器包装プラスチックはあぶくまクリーンセンター資源化工場にて選別・圧縮梱包を実施したのち、民間事業者引き渡しています。資源にできない燃やすごみ及び可燃性粗大ごみは焼却施設（あぶくまクリーンセンター、あらかわクリーンセンター）にて焼却処理を行い、焼却灰は大舘山一般廃棄物最終処分場に埋め立てています。資源にできない埋めるごみ、粗大ごみは資源化工場（あらかわクリーンセンター）にて、破碎・選別処理したのち、大舘山一般廃棄物最終処分場に埋め立てているほか、金属類など資源化できるものは民間事業者引き渡しています。

このように、各処理施設から発生する焼却灰や資源物等は適正に処理されており、最終処分場における埋立量の削減を図っています。

- **リサイクルできる資源物**：あぶくまクリーンセンターやあらかわクリーンセンターで手選別や圧縮梱包するなどの中間処理が行われ、リサイクル業者へ引渡しています。
- **資源にできない燃やすごみ**：あぶくまクリーンセンターやあらかわクリーンセンターで焼却処理され、エネルギーとして発電に利用されるほか、リサイクルできるものは分別されて資源化されます。
- **資源にできない埋めるごみ・リサイクル不適物**：あらかわクリーンセンターで破碎処理後、大舘山一般廃棄物最終処分場で埋立て処理されます。

≪図 2-1-1 ごみ処理フロー≫



(2) ごみの分別区分と出し方

福島市では、ごみを以下のカテゴリに分別し、分別区分ごとにごみの出し方や収集方法を指定しています。本市の分別区分は「リサイクルできる資源物」「資源にできない燃やすごみ」「資源にできない埋めるごみ」「粗大ごみ」の4区分となっており、「リサイクルできる資源物」については13品目10分別し収集を行っています。「資源にできる、できない」を第一に考え、資源にできるものの徹底した分別を推進しています。計画期間内に新たな分別品目や変更が発生した場合は、個別計画である実施計画において定めるものとします。

- **リサイクルできる資源物：**

リサイクル可能な缶、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、乾電池、紙類など。これらは種類別に分けられ、回収されます。

- **資源にできない燃やすごみ：**

主に家庭から出る生ごみ、衣類など。

- **資源にできない埋めるごみ：**

ガラス、金属製品、陶器類などのリサイクルが難しいもの。

- **粗大ごみ：**

家具や家電など、長さ60cm重さ10kgを超える大きなサイズのごみ。事前に申し込みをして、専用車両で収集されます。

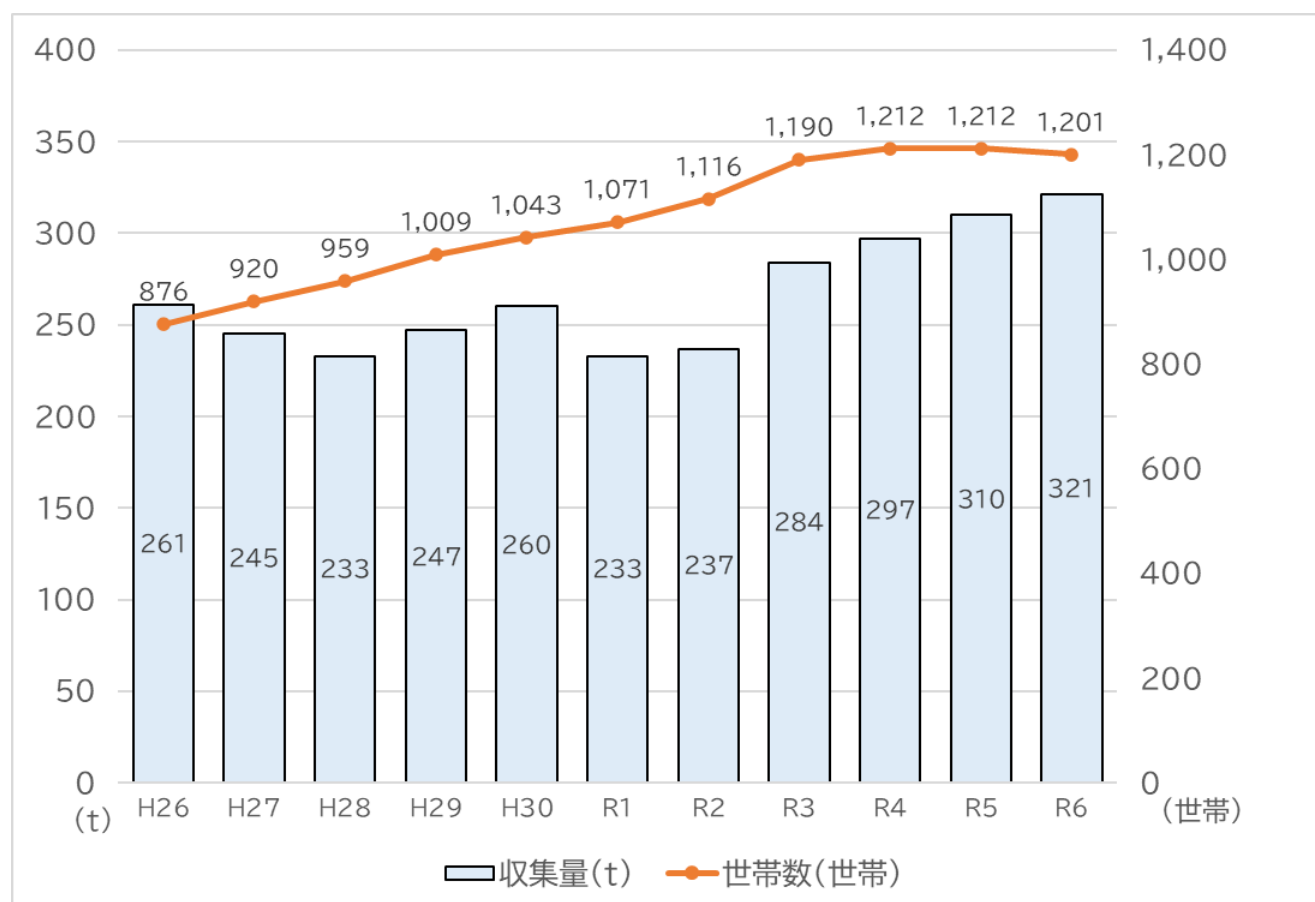
各家庭では、収集日に合わせて、以下の方法でごみを排出します：

- **収集袋：**福島市では透明袋を使用します。リサイクルできる資源物、資源にできない燃やすごみ、資源にできない埋めるごみは、混ざらないようそれぞれ別袋で出すことが求められます。
- **リサイクルできる資源物の収集：**資源物は、缶・瓶・ペットボトルなどに分けて、指定された日や拠点回収場所で回収されます。特に資源化を重視しており、プラのみの回収日や充電式電池は回収場所が限定されるため、事前に確認が必要です。
- **粗大ごみの収集：**粗大ごみは、事前申し込み制で、専用の車両で収集されます。申し込み時に収集日が決まります。

(3) ふれあい訪問収集

民生委員や地域包括支援センターなどの福祉部門と連携しながら、ごみを集積所に出すことが困難な高齢者又は障がい者などの世帯に、直接個別に市職員が訪問し、ごみの収集とともに安否確認しています。利用世帯数・収集量ともに増加傾向にあり、収集作業を行う職員の確保及び運用コストの増加が課題となっています。

≪図 2-1-2 ふれあい訪問収集利用世帯数≫



2-1-3 福島市のごみ処理実績

(1) 排出量の推移

①総排出量

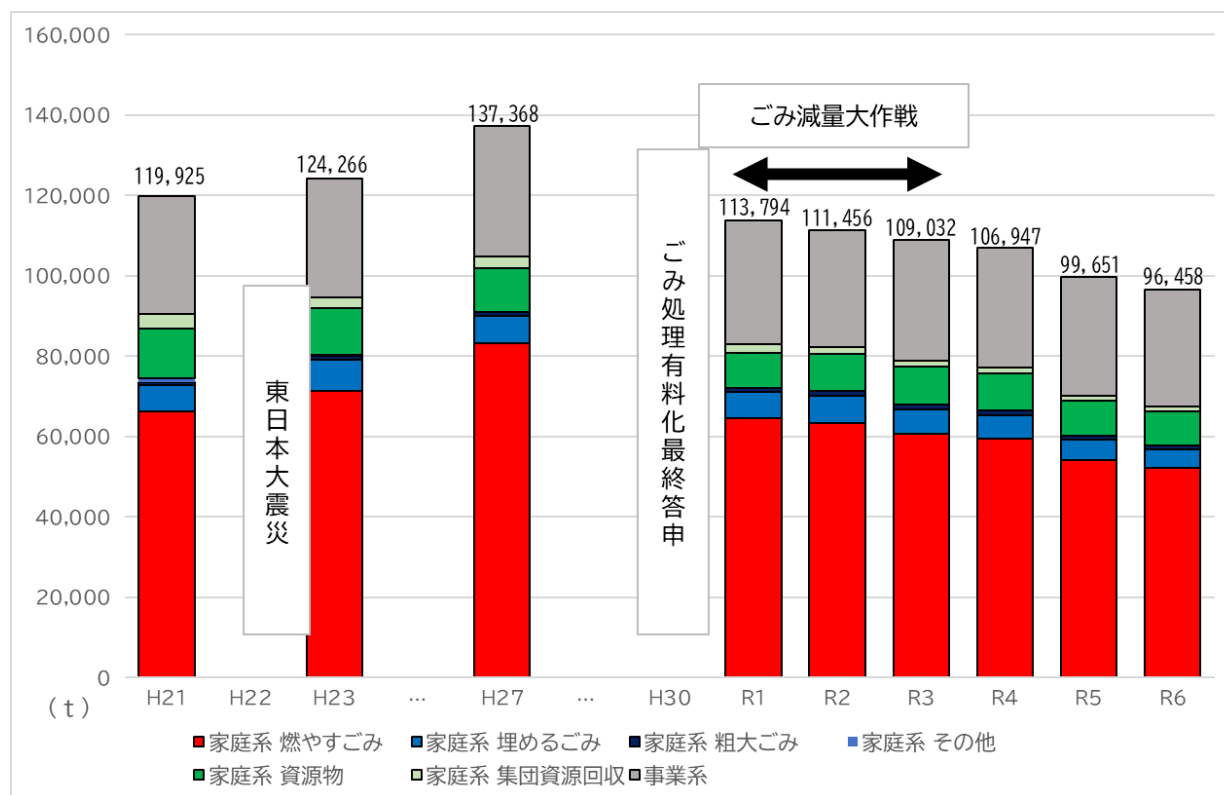
総排出量の推移は、平成23年3月（平成22年度）に発災した東日本大震災を機に増加に転じました。平成27年度をピークに減少に転じているものの、依然として高止まりの状態が続いています。平成30年度には、廃棄物減量等推進審議会より「ごみ処理有料化」を導入すべきとの最終答申を受けたものの震災の影響がいまだ残る状況を踏まえ、1人1日当たりのごみ排出量890gを目標とした「ごみ減量大作戦」を展開しごみ減量に努めました。その後、令和元年度の新型コロナウイルス感染症による混乱や令和3年、令和4年と続いた地震など、多くの困難に見舞われましたが、本市は全国有数のごみ排出量減少につなげることができました。

また、令和6年12月議会における「福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」改正案の議決を経て令和7年3月1日より改正条例を施行しました。

条例改正の主な内容は「市民の責務の明確化」と「開封調査の導入」です。

特に開封調査の導入以降、市民及び事業者の意識向上が図られたことで、ごみの減量及び分別が促進され令和6年度にごみの排出量が大幅に減少しました。令和7年度も減少傾向が続く、取組の成果が現れています。

≪図 2-1-3 ごみ排出量の推移≫



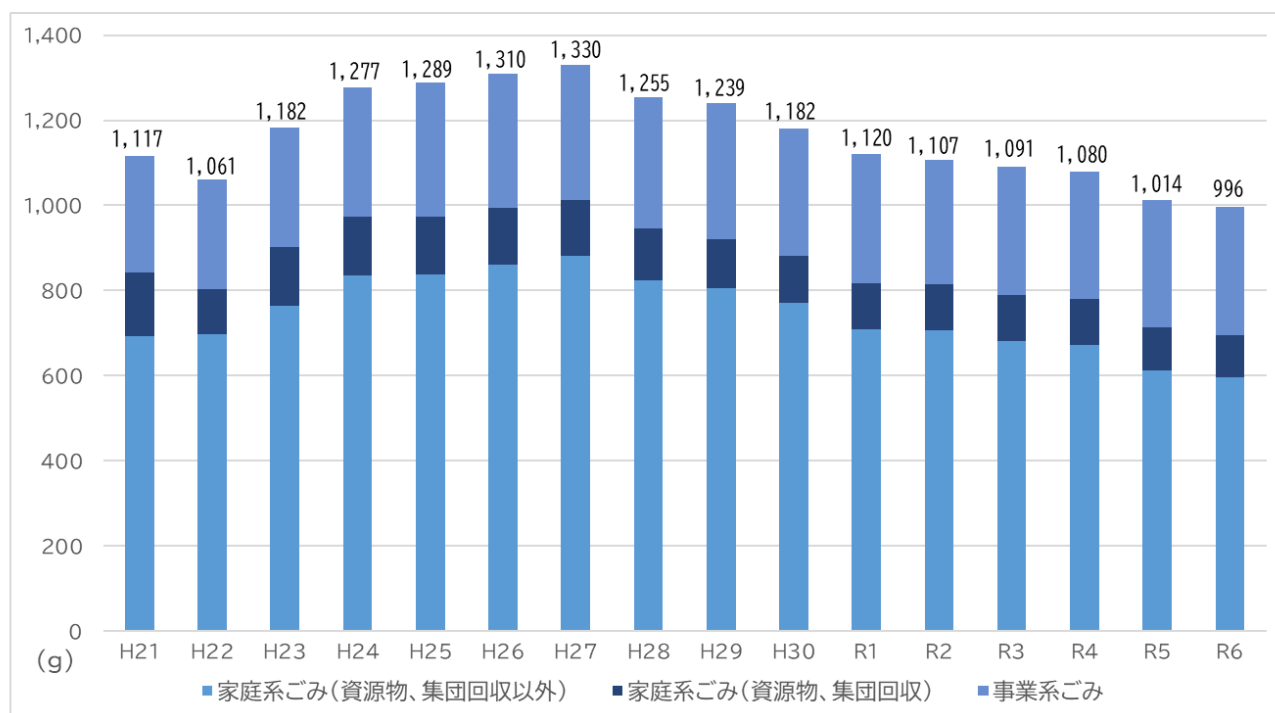
≪表 2-1-3 ごみ排出量の推移≫

項目\年度	単位	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
人口	人	279,766	277,516	275,966	273,904	271,405	268,623	265,338
総排出量合計	t/年	120,660	113,794	111,456	109,032	106,947	99,651	96,458
家庭系ごみ 合計	t/年	89,939	82,868	82,130	78,925	77,210	70,094	67,348
家庭系ごみ (資源物、集団回収以外)	t/年	78,667	72,096	71,232	68,037	66,486	60,173	57,753
資源にできない 燃やすごみ	t/年	71,383	64,639	63,418	60,679	59,398	54,142	52,043
資源にできない 埋めるごみ	t/年	6,177	6,383	6,633	6,131	5,937	4,982	4,676
粗大ごみ	t/年	1,107	1,074	1,181	1,227	1,151	1,049	1,034
家庭系ごみ (資源物、集団回収)	t/年	11,272	10,772	10,898	10,888	10,724	9,921	9,595
リサイクルできる 資源物	t/年	8,967	8,690	9,319	9,396	9,285	8,715	8,476
集団資源回収	t/年	2,305	2,082	1,579	1,492	1,439	1,206	1,119
事業系ごみ 合計	t/年	30,721	30,926	29,326	30,107	29,737	29,557	29,110

② 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量も、総排出量と同様、平成27年度をピークに緩やかな減少傾向が続いています。令和6年度は「生ごみゼロチャレンジ！」など、市民にわかりやすく取り組みやすい施策や、Instagramの運用など多様な施策を展開したことで、996gと初めて1,000gを切る結果となりました。この傾向は令和7年度も引き続いており、さらなる減少が期待できます。

≪図 2-1-4 1人1日当たりのごみ排出量の推移≫

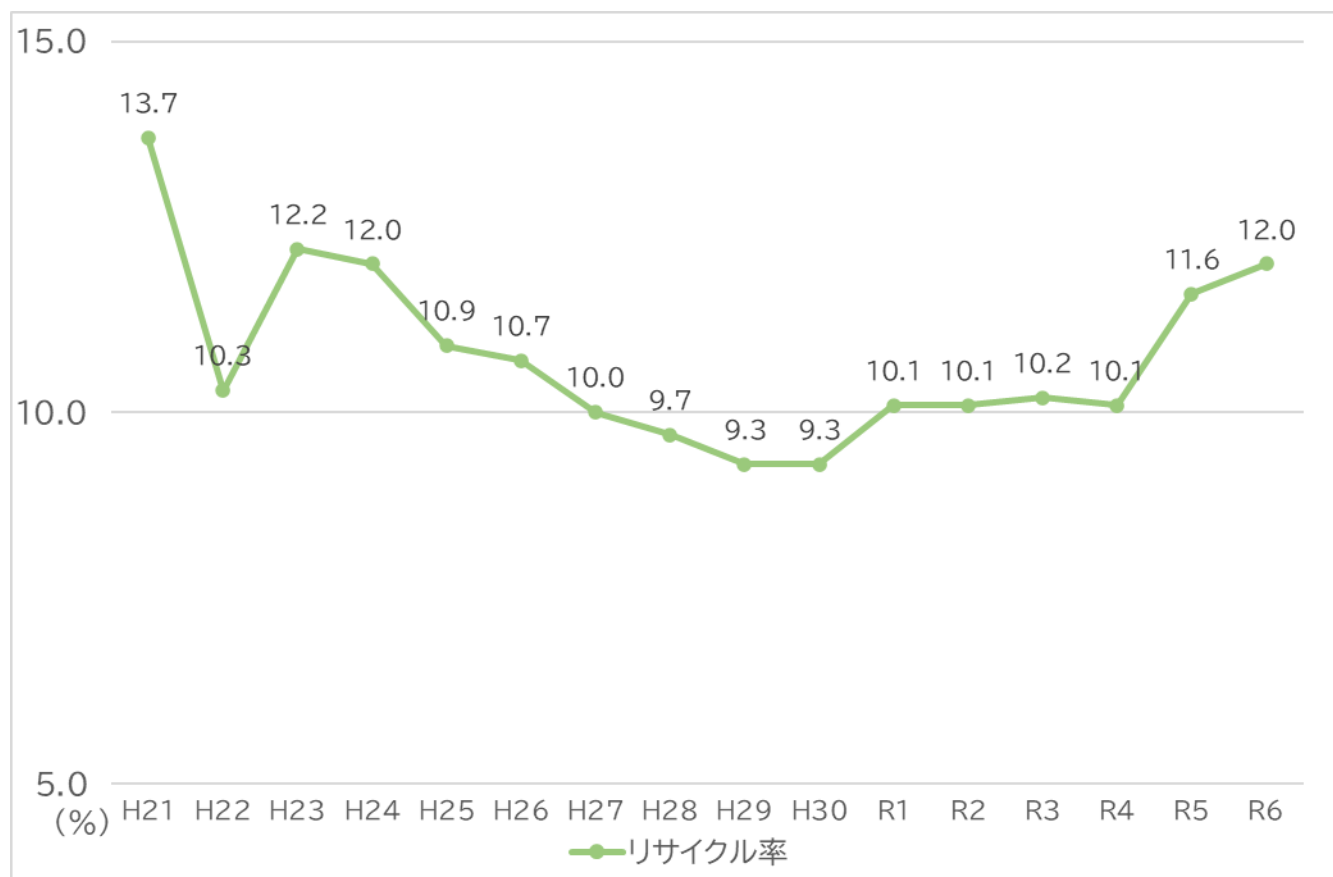


(2) リサイクル比率

福島市のリサイクル比率は令和6年度で約12%であり、古紙などの紙類、スチール・アルミ缶などの金属類の回収・リサイクルが一定程度進んでいることが影響しています。

特に、プラスチック製容器包装や缶・瓶・ペットボトルなどのリサイクルが進んでおり、引き続きリサイクル率の向上を目指した取組を続けてまいります。

≪図 2-1-5 リサイクル率の推移≫



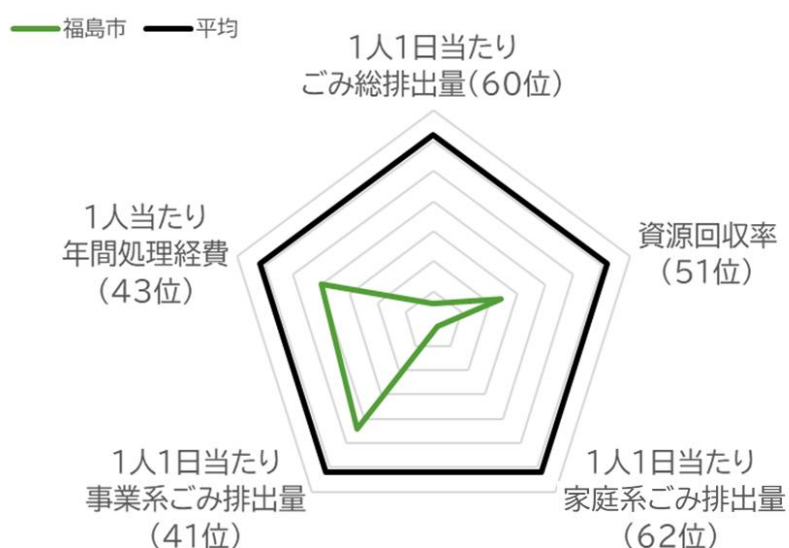
(3) 他市との比較（中核市）

令和5年度における本市のごみ処理状況を全国の中核市62市と比較すると、総排出量は60位と下位に位置しており、ごみの発生抑制が十分に進んでいない状況です。特に家庭系ごみは最下位であり、家庭から排出されるごみの削減が課題となっています。一方で、事業系ごみは41位であり、一定の抑制効果が見られるものの近年排出量が横ばいを続け、更なる分別やリデュースの取組が求められます。リサイクル率は全国的にも低い水準にとどまっており、資源化の取組が十分に浸透していないことがうかがえます。

また、ごみ処理経費は43位であり、費用面でも効率化の余地が残されています。

今後も家庭・事業両方からのごみ排出抑制とリサイクル率の向上を重点的に進める必要があります。

《図 2-1-6 中核市との比較》

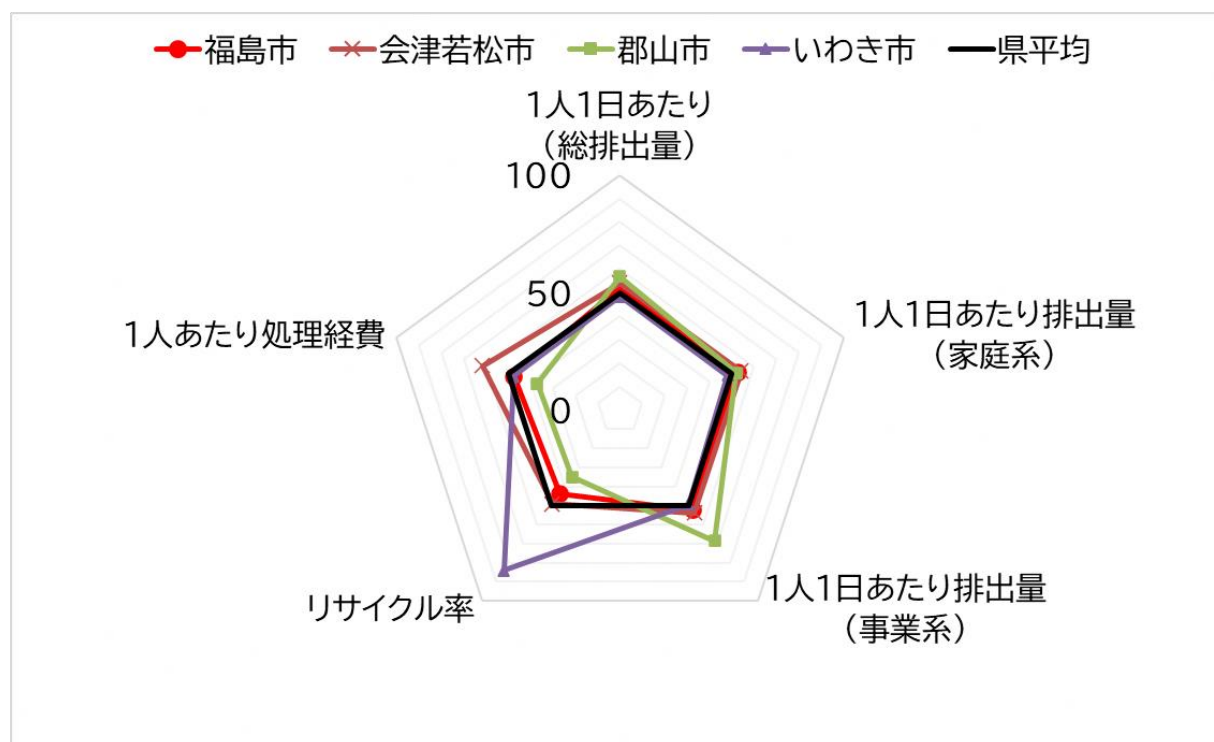


(4) 県内他市との比較

福島市の1人1日当たりのごみ総排出量は県平均より多く、家庭系・事業系ともに更なるごみ排出量の削減が必要です。リサイクル率は県平均を下回る水準で推移しており、資源化の取組に一層の工夫が求められます。

1人あたりのごみ処理経費（詳細は次項で後述）は県平均を下回っており、本市は効率的な処理体制を維持していることが表れています。一方で、ごみ排出量の抑制やリサイクル率の向上が課題となっています。今後は、市民や事業者と連携し、発生抑制・分別徹底などの取組を強化するとともに、資源化施設の活用やリサイクル活動の促進により、循環型社会の実現をさらに進めていくことが求められます。

《図 2-1-7 県内他市との比較》



《表 2-1-4 県内他市との比較》

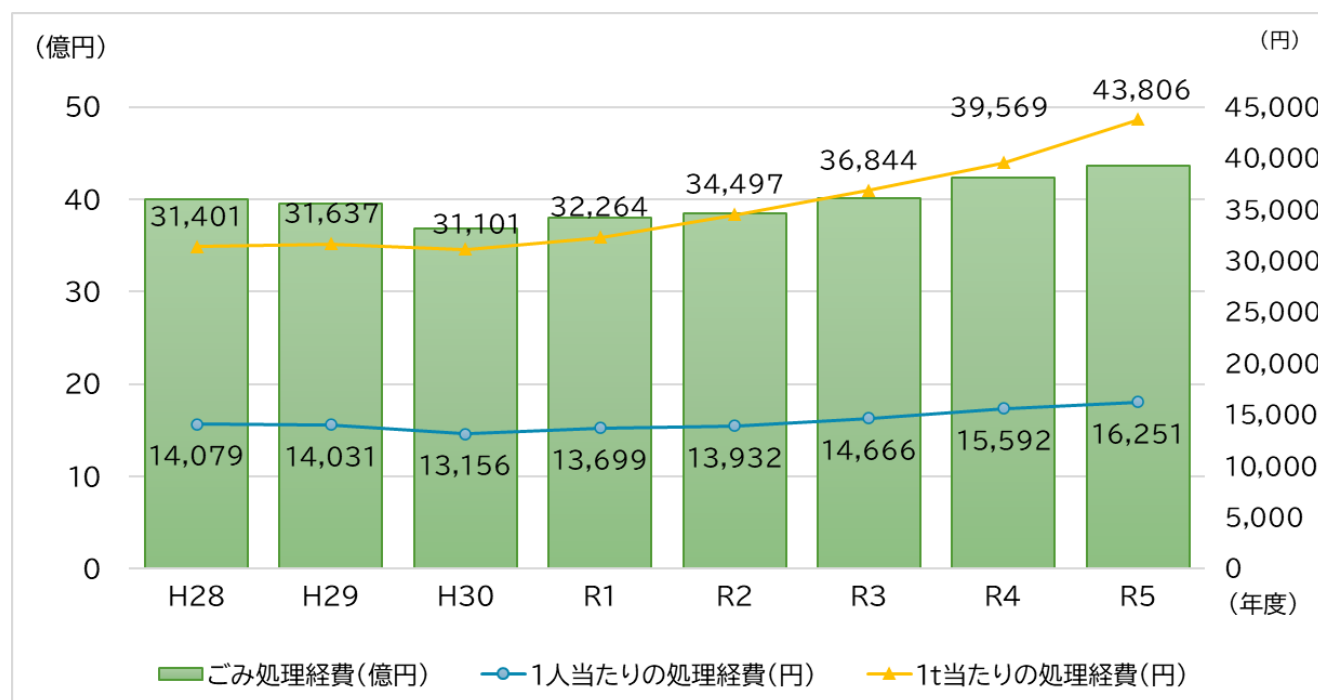
■ 4 市町村	1人1日あたり (総排出量) (g)	1人1日あたり 排出量 (家庭系) (g)	1人1日あたり 排出量 (事業系) (g)	リサイクル 率 (%)	1人あたり 処理経費 (円)	人口 (人)	ごみ処理 経費 (千円)
福島市	1,014	713	301	11.6	13,346	268,623	3,584,987
会津若松市	1,046	735	310	12.9	17,266	112,882	1,948,976
郡山市	1,102	707	395	9.2	10,398	315,575	3,281,475
いわき市	939	654	285	22.1	13,353	321,479	4,292,585
県平均	968	680	289	13.2	14,027	1,813,866	25,442,631

2-1-4 福島市のごみ処理経費

福島市のごみ処理に関する経費は、施設の運営にかかる費用から収集運搬、維持管理に至るまで、様々な費用項目が含まれます。これらの費用は、施設の運営や効率的なごみ処理体制を支えるために必要不可欠なものです。

減価償却費などを含めて算定した処理経費は令和3年度まで40億円前後で推移していますが、令和4年度には約42億円まで増加しました。1人当たりの処理経費は概ね14,000円から16,000円まで上昇し、依然として増加傾向にあります。ごみの減量・分別は処理施設の設備更新だけでなく、最終処分場の延命化にもつながる重要な取組です。今後も引き続き、ごみの減量・分別を推進するとともに中間処理施設への民間活力の導入など、効率化による経費削減の方策についても併せて検討していく必要があります。

《図 2-1-8 ごみ処理経費》



《表 2-1-5 ごみ処理経費》

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度
処理費用	千円	4,017,192	4,231,794	4,365,312
収集運搬	千円	1,434,658	1,037,819	1,130,535
中間処理	千円	1,327,835	2,154,349	2,202,441
最終処分	千円	994,313	786,697	771,476
管理費用	千円	260,386	252,929	260,860
ごみ排出量	t	109,032	106,947	99,651
人口	人	273,904	271,405	268,623
1kg当たり	円/kg	36.8	39.6	43.8
1人当たり	円/人	14,666	15,592	16,251

2-2 ごみ処理行政の前計画における評価と課題

福島市では、前計画において「持続可能な循環型社会の構築」を基本理念、「ごみの減量」と「資源の有効利用」を基本方針として、市民・事業者・行政の共創による分別収集やリサイクルの推進、廃棄物処理施設の維持・整備などの取組を進めてきました。市民の分別意識の高まりや事業者との共創により、総排出量はおおむね減少傾向で推移し一定の成果が見られる一方で、ごみ排出量は全国的に見て依然として多く、資源にできない燃やすごみの中に多くのリサイクルできる資源物や食品ロスが含まれており、発生抑制の取組が十分とはいえません。

また、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、ごみ処理施設の維持管理や収集運搬体制の確保など、安定した処理体制の維持が課題となっています。さらに、老朽化する焼却施設の更新や最終処分場の延命化への対応、資源化施設の効率的な運用など、施設整備に関する中長期的な検討も必要です。

また、近年ではプラスチック資源の循環利用や温室効果ガス削減といった新たな課題への対応も重要となっています。

福島市では、今後は、こうした課題やこれまでの成果を踏まえつつ、市民・事業者・行政が一体となり、資源循環を重視したごみ処理行政を推進し、国の目標である循環型社会や脱炭素社会の実現に向けて取り組むことが求められています。

《表 2-2-1 前計画の達成状況》

項目		実績	現計画 目標	目標達成までの 削減量
		R6	R7	
1人1日当たりの家庭系ごみ	g/人日	590	530	60
事業系ごみ	t/年	29,110	24,200	4,910
最終処分量	t/年	10,222	13,300	▲3,078

2-2-1 1人1日当たりの家庭系ごみ

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は、資源物及び集団資源回収量を除いた資源にできない燃やすごみ、資源にできない埋めるごみ、粗大ごみの合計であり、令和元年度（2019年度）の770gから令和7年度（2025年度）までに530g以下とすることを前計画の目標に設定しました。その推移を見ると、分別の徹底や食品ロス削減、生ごみの水切りなど、家庭系ごみの減量化を目的とした取組の効果により、全体としては緩やかな減少傾向にあります。令和2年度（2020年度）には新型コロナウイルス感染症の影響により家庭内でのごみ排出量が一時的に増加しましたが、令和3年度（2021年度）以降は再び減少に転じています。令和4年度（2022年度）の1人1日当たり家庭系ごみ排出量はおおむね600g台となり、令和元年度比で約20%の減少となりました。前計画の目標である「530g以下」には未達であるものの、市民の皆さんの取組により着実に目標値に近づいてきました。分別の定着や家庭での減

量意識の向上、事業者による啓発協力などが成果として表れており、減少傾向を維持しています。

一方で、家庭から排出される生ごみやプラスチックごみなど、資源化が十分に進んでいない品目も残されており、さらなる減量の余地があります。今後は、食品ロス削減や資源化の取組を一層強化するとともに、市民・事業者・行政が連携して日常生活における排出抑制行動の定着を図り、持続可能なごみ減量を進めることが求められます。

《表 2-2-2 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量の推移》

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/年)	1,182	1,120	1,107	1,091	1,080	1,014	996

2-2-2 事業系ごみ

事業系ごみの目標は、事業活動に伴う資源にできない燃やすごみの排出抑制を図ることを目的に、令和7年度（2025年度）までに24,200t以下とするものでした。その推移を見ると、令和3年度（2021年度）の排出量は29,737t、令和4年度（2022年度）は29,557t、令和5年度（2023年度）は29,110tとなっており、おおむね29,000t前後で推移しています。新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少した後も大きな変動は見られず、前計画期間を通じて横ばい傾向が続いています。このように、令和7年度の目標値である24,200tには達しておらず、事業系ごみの排出抑制は十分に進んでいない状況です。

要因としては、経済活動や飲食・サービス業の回復により排出量が再び増加傾向にあること、また事業者間で分別・資源化の取組に差があることが挙げられます。目標達成に向けては、事業者の自主的な排出抑制の取組を後押しするとともに、業種特性に応じたきめ細やかな分別指導、食品廃棄物やプラスチックごみの資源化促進など、継続的な減量対策を推進するこ

とが必要です。行政と事業者が連携し、排出構造の改善と循環型事業活動の定着を図ることが今後の課題です。

《表 2-2-3 事業系ごみ排出量の推移》

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
事業系ごみ 排出量 (t/年)	30,721	30,757	29,326	30,107	29,737	29,557	29,110

2-2-3 最終処分量

最終処分量については、ごみ総排出量の減量及び資源物の分別徹底などにより、令和元年度の16,860tから令和7年度までに13,300t以下を目標値としていました。結果、令和6年度実績は10,222tとなり目標値を下回りました。目標を達成できた要因としては、家庭系ごみの減量化や事業系ごみの適正処理の推進に加え、資源物の回収ルート拡充や分別徹底に向けた取組が効果を上げたことが挙げられます。今後も資源にできない埋めるごみ等の適正処理体制の整備を進め、更なる最終処分量の抑制を図ります。

《表 2-2-4 最終処分量の推移》

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
最終処分量 (t/年)	17,054	16,860	15,011	14,963	14,355	10,965	10,222

2-2-4 資源化ルート開拓、減量化・資源化施策

福島市のごみ処理基本計画における重要な課題は、ごみの減量化と資源化の推進です。資源化可能な資源物の回収率を向上させるために、新たな品目を対象とした資源化ルートの拡大が求められています。このため、分別の徹底と啓発活動を通じて、リサイクルできる資源物・資源にできない燃やすごみ・資源にできない埋めるごみの適正排出を促進します。

事業系ごみにおいても、排出抑制や資源化の取組を事業者と連携し進め、食品ロス削減や資源にできない燃やすごみに混合する容器包装プラスチック類などリサイクルできる品目の分別回収強化が減量化施策には重要です。事業者自らが資源化施設やリサイクル拠点を積極的に活用することで、廃棄物の再利用率を高め、環境への負荷を低減させます。

また、粗大ごみや電池類などの特定廃棄物についても適正処理と資源化の取組を強化しています。

2-2-5 ふれあい訪問収集

少子化に伴う人口減少が続く中、高齢化や核家族化の進展に伴い、日常のごみ出しが負担となる高齢者・障がい者世帯が増加しています。ごみが適切に出せない場合、ごみが住居内に溜まることで、当該世帯の生活環境や周辺住民の地域環境の悪化を及ぼす可能性があります。

このような背景を踏まえ、市では全国の自治体に先駆けて、平成19年6月から「ふれあい訪問収集」を導入し、収集困難地域や高齢者・障がい者世帯への対応を強化しています。

2-2-6 2つの処理工場体制の維持、あぶくまクリーンセンター建替

福島市のごみ処理基本計画における中間処理の大きな課題は、安定した処理体制の維持です。現在「あぶくまクリーンセンター」と「あらかわクリーンセンター」の2工場体制で運営していますが、施設の老朽化が進んでおり、特にあぶくまクリーンセンターは度重なる故障や修繕に伴う長期の休炉期間や間欠運転期間が発生するなど、安定した市民生活に影響を及ぼしています。このため、処理能力の確保や効率的な処理工場運営の継続が困難となっている現状があります。

2-2-7 新最終処分場整備、施設延命化

福島市のごみ処理基本計画における最終処分の課題は、大舘山一般廃棄物最終処分場の容量限界や老朽化への対応です。既存施設の延命化を進めていますが、現行の焼却施設の効率化やごみ減量・資源化の強化だけでは、最終処分場の負荷を十分に軽減できない恐れがあります。新たな最終処分場の整備計画は将来的に必須となり、将来の処理能力を確保するための取組が必要です。しかし、最終処分場整備には長期的な時間と費用がかかり、地域環境への影響も懸念されます。また、適正な管理体制や衛生面への配慮が求められ、災害時のリスクにも備えた運営体制が重要です。

2-2-8 ごみ処理経費推移

福島市のごみ処理基本計画における課題の一つは、処理経費の適正管理と効率化です。ごみ処理経費は収集・運搬費、焼却施設運営費、最終処分費、維持管理費などから成り立っていますが、近年では処理量や施設稼働状況によって経費が増減しています。特に、収集運搬費は車両台数やルート効率、委託費用の変動により影響を受け、焼却施設やリサイクル施設の運営費には保守点検や修繕費が加わるため、これらも費用に反映されます。最終処分費は、埋立容量の確保や延命化施策に伴い、増加傾向にあります。

また、民間委託部分においても契約内容に基づき効率的な運営が求められます。経費データの詳細な分析を通じて、費用対効果の高い運営方法を見つけ出し、減量化や資源化施策に活用することが重要です。将来的な施設整備や運営計画において、経費の推移を把握することは、持続可能で安定した経済運営のための鍵となります。

2-2-9 適正処理困難物

福島市のごみ処理基本計画における課題の一つは、適正処理が困難な品目の適正管理です。電池、蛍光灯、スプレー缶、薬品類など、誤った処理を行うと火災や環境汚染のリスクが生じるため、これらの物品の適正管理が非常に重要です。

市では、適正処理対象物の排出状況を把握し、効率的な収集・処理体制の整備を進めています。事業系・家庭系問わず、排出量や種類を定期的に調査し、適正な処理方法に必要な情報を収集しています。また、市民や事業者に対して、適切な出し方や収集方法、回収場所を徹底的に周知し広報活動を通じて理解を促進しています。

2-3 生活排水処理行政の現状

2-3-1 国の目標

国は、水質保全や公共衛生の向上を目的に、「下水道法」や「水質汚濁防止法」に基づき、生活排水の適正処理を進めています。

生活排水処理に関する国の基本目標は、下水道や浄化槽の整備を通じて、河川や湖沼、海域の水環境を守ることです。さらに、排水処理施設の効率的な運用や未処理排水の削減、浄化能力の向上を目指し、公衆衛生と生活環境の安全を確保します。

国は自治体に対して、計画的な下水道整備や浄化槽の普及を進め、生活排水の適正管理と水質保全を促進しています。また、循環型社会の実現に向けて、下水資源のリサイクルや再生水の活用も重要な目標に含まれています。

福島市においても、これらの国の目標を踏まえ、地域の実情に合った生活排水処理体制の整備を進めることが求められています。

2-3-2 県の目標

福島県は、「福島県下水道整備計画」や「水環境保全計画」に基づき、生活排水の適正処理と水環境の保全を進めています。

県の目標は、下水道や浄化槽の整備率を高め、未処理排水の削減や排水処理施設の適正運営を通じて、公衆衛生や水質の維持・向上を図ることです。

また、自治体が計画的に生活排水処理施設を整備・管理し、地域の生活環境を守ることも重要な目標として位置付けています。

浄化槽の普及促進や適正管理、下水道の効率的運用を進めることで、生活排水の適正処理と循環型社会の実現を目指しています。

福島市においても、県の目標を踏まえ、地域の実情に合った生活排水処理施策を進めていくことが求められています。

《表 2-2-5 汚水処理人口生活排水の処理主体》

	令和 6 年度末 実績	令和 1 2 年度末 予定値
福島県全体	8 7. 9 %	9 7. 4 %

資料：福島県水環境保全基本計画（中間整理）

2-3-3 近隣市町

福島市では、一部地域で近隣市町と共同で生活排水の処理を行っています。具体的には、伊達市、桑折町、国見町、川俣町とともに、伊達地方衛生処理組合および川俣方部衛生処理組合を通じて、し尿や浄化槽汚泥の処理を実施しています。

これらの地域では、集合処理（公共下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）を併用し、効率的かつ適正な排水処理が進められています。特に郊外や農村部では、合併処理浄化槽を活用した個別処理が重要な施策となっています。

施設の老朽化や未接続地域への対応が課題として残る中、近隣市町間での情報共有や広域的な整備計画の策定が進んでおり、福島市と周辺自治体の連携が強化されています。

今後は、地域の特性に応じた適切な処理方式の選択と、市町間の連携強化が求められ、持続可能な生活排水処理の実現に向けた普及率の向上と水環境保全が重要な課題となります。

《表 2-2-6 近隣市町の汚水処理人口普及率》

市 町	令和 6 年度末 実績
福島市	90.4%
伊達市	69.0%
国見町	71.8%
桑折町	80.6%
川俣町	73.9%

資料：令和 6 年度 福島県汚水処理人口普及率

2-3-4 生活排水処理行政の動向と関係法令

福島市の生活排水処理行政は、下水道法や関連条例に基づいて進められています。下水道法では、公共下水道の整備や維持管理、処理水の排出基準の遵守が義務づけられています。

福島市では、独自の「福島市下水道条例」により、公共下水道の接続義務や個別浄化槽の設置・管理規定を定めています。この条例は、排水の適正化や浄化槽の維持管理を担保する役割を果たしています。

さらに、水質汚濁防止や環境保全を目的とした規定も整備されており、災害時や非常時の生活排水処理に関する対応体制も法令に基づいて整備されています。県の環境保全条例や水循環関連の指針も参考にし、地域間での調整や連携が行われています。

これらの法令に基づき、福島市では安全で安定した生活排水処理体制が維持されています。

「表 2-2-7 関係法令等」

公布年月	関係法令	
昭和33年 4月	国	下水道法
昭和45年12月	国	水質汚濁防止法
昭和45年12月	国	廃棄物処理法
昭和46年12月	福島市	福島市下水道条例
昭和47年 3月	福島市	福島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
昭和58年 5月	国	浄化槽法
平成 8年 7月	福島県	福島県生活環境の保全等に関する条例
平成10年 6月	福島市	福島市環境基本条例
平成14年12月	福島市	福島市水道水源保護条例
平成17年 3月	福島県	福島県循環型社会形成に関する条例

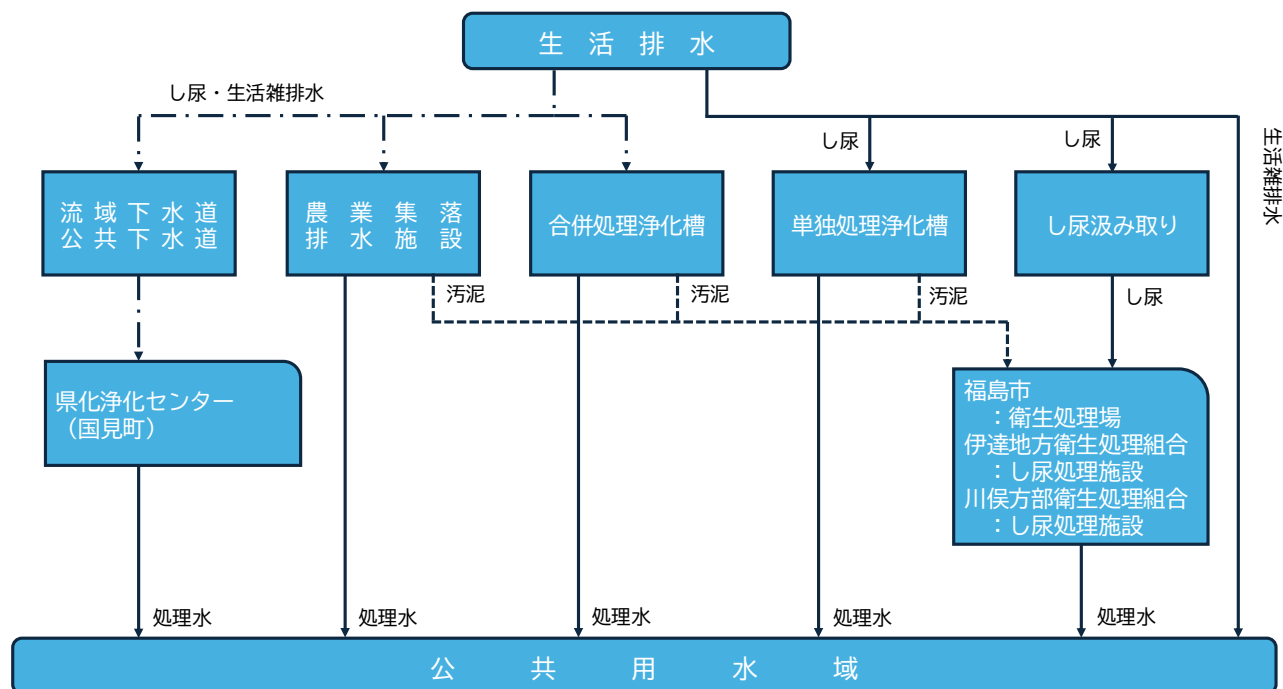
2-3-5 福島市の生活排水処理の状況と処理形態別人口推移

福島市では、生活排水処理において公共下水道の整備と合併処理浄化槽の利用が進んでいます。令和6年度時点での公共下水道普及率は約68%となり、都市部を中心に増加しています。郊外や農村部では合併処理浄化槽が利用され、適正な維持管理が行われています。

今後は未普及地域の解消を進め、下水道普及の促進と浄化槽の適正管理を推進していきます。これにより、安全で持続可能な排水処理体制が確立されています。

(1) 処理フロー

≪図 2-2-1 処理フロー≫



(2) 生活排水処理の状況

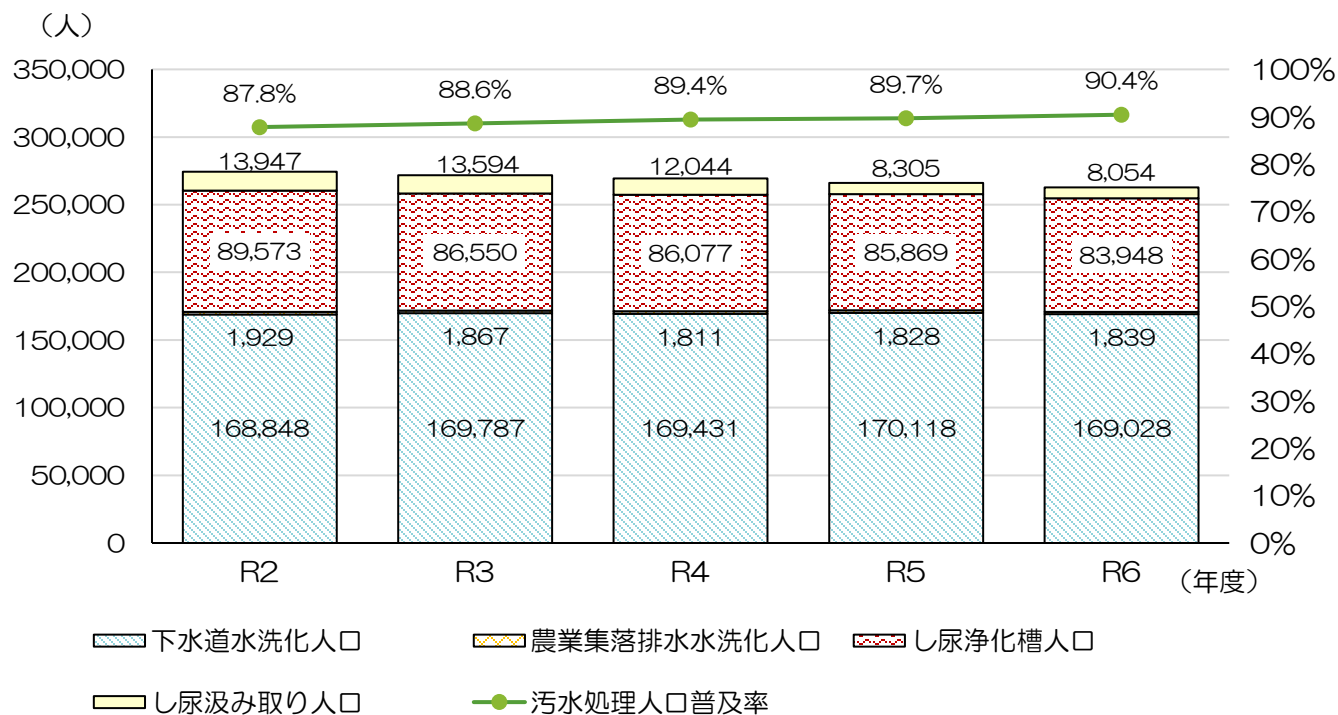
下水道整備によりし尿浄化槽人口および非水洗化人口は減少し、生活排水処理率は年々増加しています。

《表 2-2-8 処理形態別人口の推移》

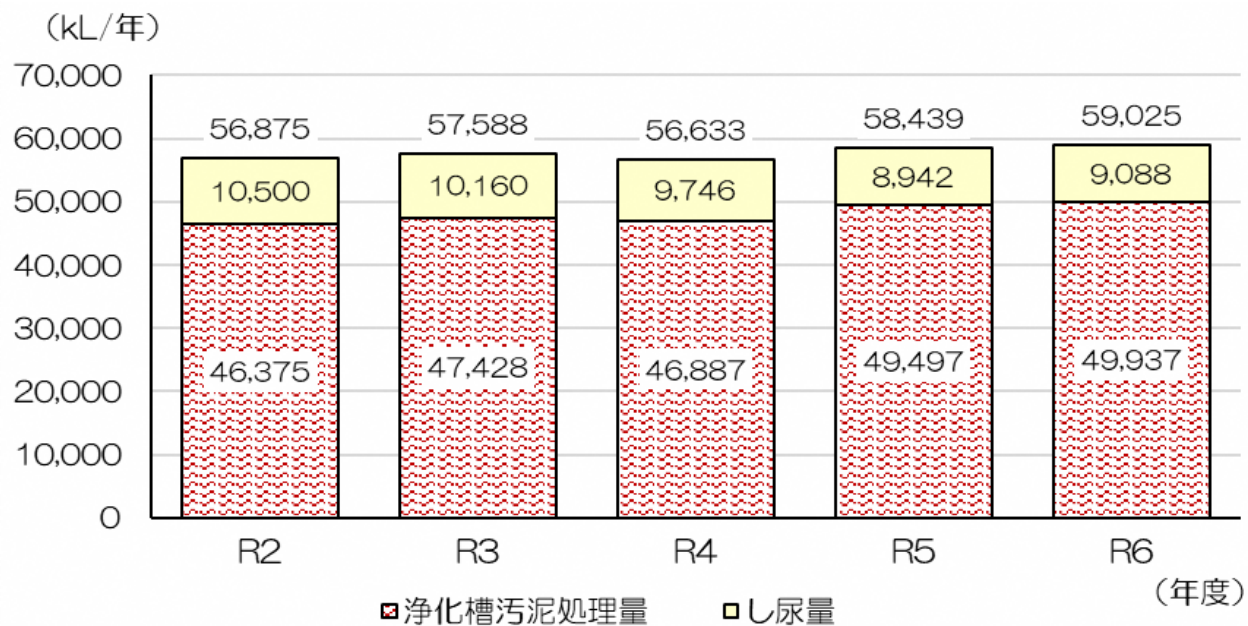
項目		年度	R2	R3	R4	R5	R6
行政人口		人	274,297	271,798	269,363	266,120	262,869
処理形態別人口	生活排水処理人口	人	170,777	171,654	171,242	171,946	170,767
	下水道水洗化人口	人	168,848	169,787	169,431	170,118	168,928
	農業集落排水水洗化人口	人	1,929	1,867	1,811	1,828	1,839
	生活排水処理率	%	62.3%	63.2%	63.6%	64.6%	65.0%
	し尿浄化槽人口	人	89,573	86,550	86,077	85,869	83,948
	非水洗化人口	人	13,947	13,594	12,044	8,305	8,054
	し尿汲み取り人口	人	13,947	13,594	12,044	8,305	8,054
	自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	下水道整備済み人口	人	182,414	181,603	181,234	179,586	178,146
整備済区域内人口	普及率	%	66.5%	66.8%	67.3%	67.5%	67.8%
	公共下水道区域内人口	人	182,161	181,360	180,989	179,349	177,910
	普及率	%	66.4%	66.7%	67.2%	67.4%	67.7%
	特定環境保全公共下水道	人	253	243	245	237	236
	普及率	%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	農業集落排水	人	2,190	2,119	2,052	2,068	2,065
	普及率	%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
	合併処理浄化槽	人	56,273	57,084	57,527	56,973	57,493
	普及率	%	20.5%	21.0%	21.4%	21.4%	21.9%
	合計	人	240,877	240,806	240,813	238,627	237,704
	普及率	%	87.8%	88.6%	89.4%	89.7%	90.4%

※特定環境保全公共下水道普及率、農業集落排水普及率はそれぞれ行政人口に対する割合

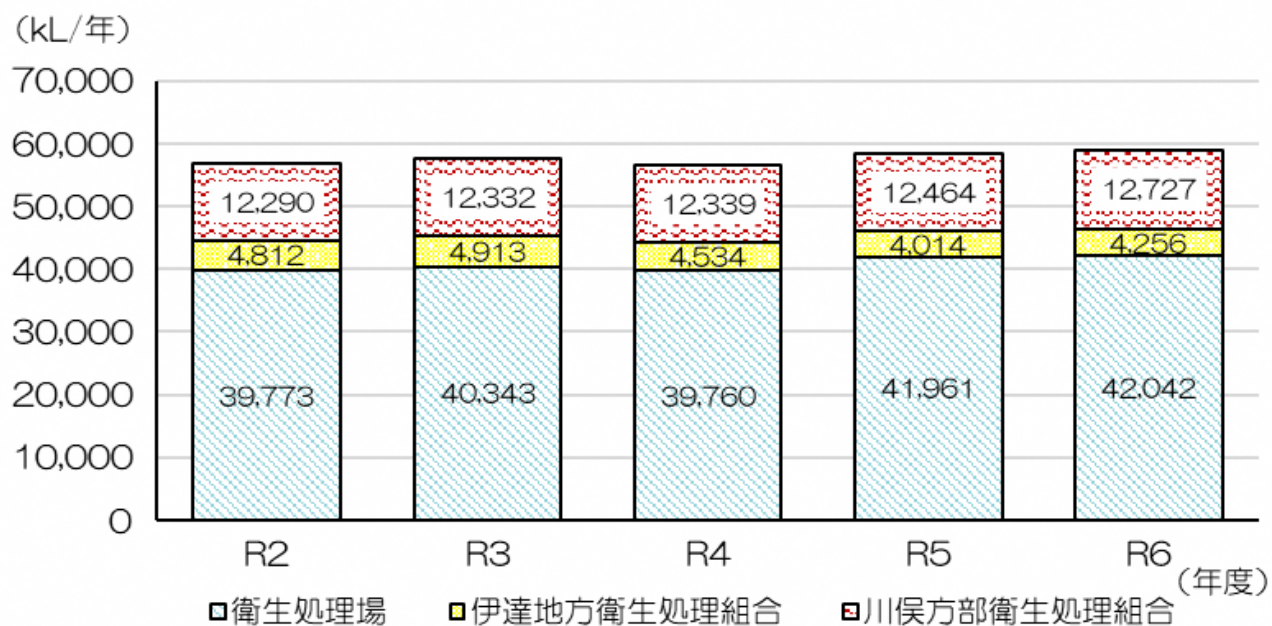
《図 2-2-2 処理形態別人口等》



《図 2-2-3 し尿、浄化槽汚泥の収集量》



≪図 2-2-4 し尿処理施設への投入量の実績≫



(2) 生活排水の処理主体

≪表 2-2-9 生活排水の処理主体≫

処理施設の種類	処理主体
流域下水道、公共下水道	福島県、福島市
農業集落排水施設	福島市
合併処理浄化槽	個人等
単独処理浄化槽	個人等
し尿処理施設	福島市 伊達地方衛生処理組合 川俣方部衛生処理組合

(4) 生活排水処理の見込み

福島市は、汚水処理人口普及率の向上を目指し、公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及を進める計画を立てています。これにより、未普及地域の解消を目指し、浄化槽の維持管理や点検・清掃の徹底、汚泥収集量の適正管理を行います。

- 汚水処理人口普及率

現在の汚水処理人口普及率は約 90% ですが、計画期間内にさらに向上させることを目標としています。

- 浄化槽汚泥収集量

浄化槽汚泥の収集量についても、施設整備や世帯数の変動を考慮し、見込みを立てています。

さらに、未接続地域には合併処理浄化槽を導入し、公共下水道の接続支援策も講じて、効率的な排水処理体制を確保します。人口減少や施設の老朽化への対応も考慮し、維持管理コストの適正化を進めます。また、災害時や非常時においても生活排水処理が継続できる体制を整備し、市民、事業者、行政が協力して排水処理の適正化と環境保全を推進します。

これらを通じて、安全で快適な生活環境と持続可能な水資源の利用を実現することを目指します。

(5) し尿・汚泥処理の維持

- 下水道処理施設・浄化槽汚泥の管理

下水道処理施設や浄化槽の汚泥収集・運搬・処理体制を確保し、適正な処理を継続します。これにより、環境への影響を最小限に抑え、安全性を維持します。

- 定期的な清掃・点検・収集

浄化槽の汚泥は定期的に清掃・点検・収集を行い、適切に管理します。これにより、汚泥が不適切に処理されることを防ぎ、環境への負荷を軽減します。

- **施設の老朽化への対応**

施設の老朽化状況や設備の稼働状況を定期的に把握し、必要に応じて改修・更新計画を策定します。これにより、施設の安定稼働と安全性を確保します。

- **災害時・非常時の対応**

災害時や非常時にも安定した処理が行える体制を維持します。市民生活への影響を最小限に抑え、迅速な対応ができるよう備えます。

- **一体的な運用の推進**

市町村・事業者・関係機関と連携し、し尿・汚泥の収集・運搬・処理の一体的運用を推進します。この協力体制により、効率的で安定した処理が実現します。

- **モニタリングと計画的対応**

汚泥発生量や処理量のモニタリングを行い、適切な対応を計画的に実施します。これにより、予期せぬ問題にも迅速に対応できます。

- **法令遵守と適正処理の徹底**

法令や条例に基づき、環境保全や衛生確保を重視した適正な処理を徹底します。市民の健康や環境保護を最優先に、常に法的基準を守ります。

2-4 生活排水処理の前計画における課題

未処理放流、合併処理浄化槽の普及促進

福島市の生活排水処理基本計画では、未処理放流の解消が重要な課題となっています。下水道が整備されていない地域では、生活排水が直接河川や水路に放流されることがあり、水環境や公衆衛生に悪影響を及ぼす可能性があります。これに対し、適正処理を推進することが求められています。

郊外や農村部では、合併処理浄化槽の普及促進が重要な課題です。浄化槽を設置することにより、個別世帯でも適切に排水処理が行われ、水質保全に貢献します。市では、設置補助金の提供や定期的な点検・清掃指導を行い、浄化槽の普及と適正運用を支援しています。また、未処理放流の実態把握や優先整備地域の特定を進めています。

3 ごみ処理基本計画

3-1 本市が目指すごみ処理のあり方

3-1-1 基本理念

福島市では、東日本大震災からの復興を力強く推し進めてきた経験を踏まえ、豊かな自然環境と安全・安心な暮らしを、将来世代のために未来にわたり引き継いでいくことを重視しています。

廃棄物の処理も、市民の暮らしや地域の環境を守り支える大切な活動の一つとして位置付け、本市に関わる全ての方々が自らの役割や責任を理解しながら協力して取り組むことを基本理念としています。

この理念のもと、廃棄物は単に「捨てるもの」として扱うのではなく、資源として活かし、可能な限り循環させる考え方が何より重要です。また、限られた最終処分場や資源を大切に使い、将来の世代にも負担を残さないよう、長期的な視点で安全で持続可能かつ災害や社会情勢の変化にも柔軟に対応できる処理体制を構築することも重要です。

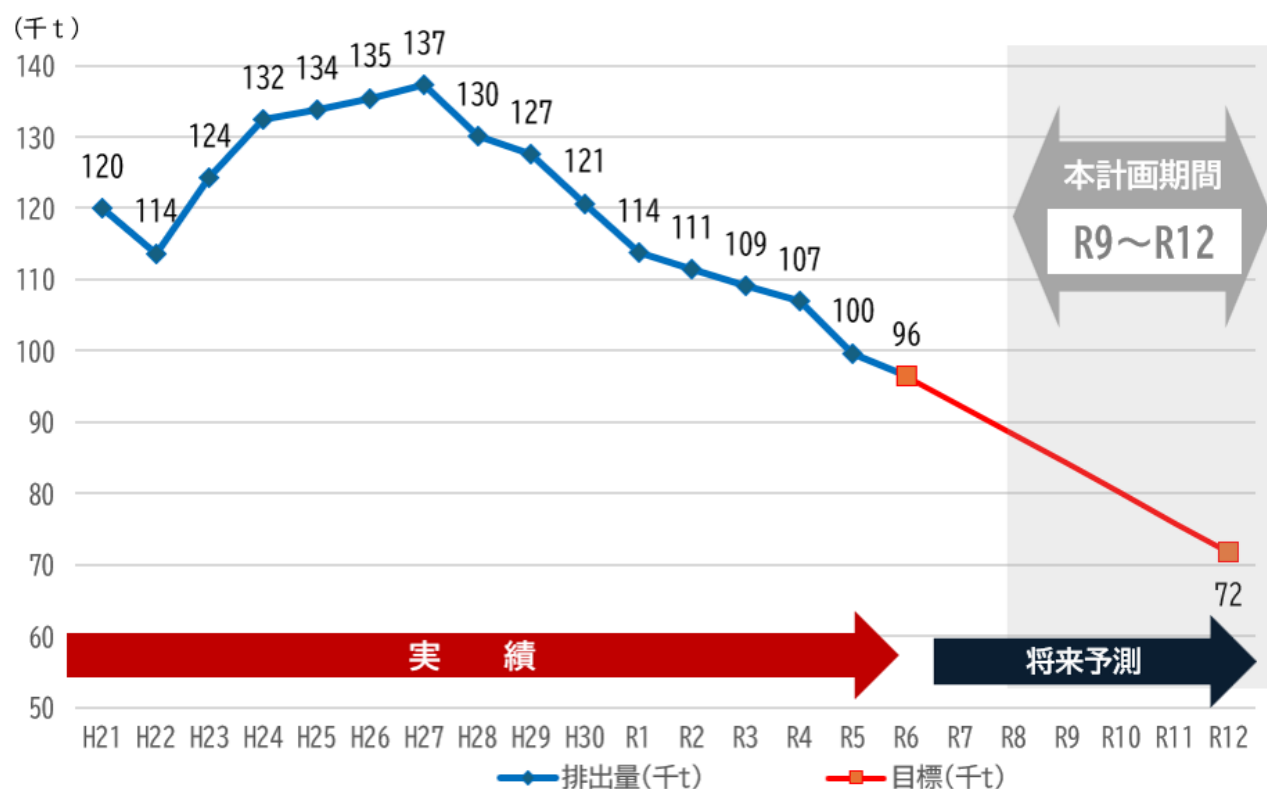
理念が示す方向性のもと、5つの基本方針により市民・事業者・行政が協力しながら、循環型社会の実現により環境負荷の少ない持続可能なまちを次世代に引き継ぐことを目指してまいります。

基本理念：「持続可能な循環型社会の構築」

3-1-2 基本目標

各種施策を推進し、プラスチックごみや食品ロスの発生抑制、ごみ処理有料化の導入などによって、現時点で想定される見込量から令和12年度（2030年度）までにごみ総量約25千tの削減を目指します。

《図 3-1-1 ごみ排出量の実績と推計》



(1) 基準値・目標値

令和6年度（2024年度）の実績を基準とし、計画初年度である令和9年度（2027年度）から4年後の令和12年度（2030年度）に次項で定める目標値の達成を目指します。

目標値については、本計画の進捗や社会状況等の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

(2) 基本目標

本計画の基本的な考え方を踏まえ、できるだけ早期に「1人1日当たりのごみ排出量を770g以下」を達成することを目指し、【1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）】、【事業系ごみ排出量】、【年間最終処分量】の各項目について本市の目標値を定め、その達成に向けて各種施策に取り組みます。

《表 3-1-1 基本目標》

基本目標	基準値 令和6年度		目標値 令和12年度
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	596g 〔R5実績 国:475g 県:577g〕	19%削減 →	480g以下 〔R12目標 国:478g〕
事業系ごみ排出量	29,110t	40%削減 →	17,400t以下
年間最終処分量	10,222t	36%削減 →	6,500t以下

【1人1日当たりのごみ排出量】

ごみ総量を人口で割った1人1日当たりのごみ排出量を770g/日以下にすることを目標とします。前計画で未達成であった状況を踏まえ、できるだけ早期に達成することを目指します。

《算定について》

令和5年度の1人1日当たりのごみ排出量は1,014g、令和6年度は996gであり、令和5年度から令和6年度にかけて約2%減少している。この減少率が今後も継続すると仮定し、5年間で約10%の減少を見込むこととした。さらに、後述の事業系ごみに含まれる紙類について、分別・資源化の徹底により約120gの削減を見込み、5年後の排出量を約776gと算出した上で、1人1日当たりのごみ排出量の目標値を770gと設定する。

1 【1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）】

1人1日当たりのごみ排出量のうち、市民が排出するごみのうち資源物を除く家庭系ごみを、令和12年度までに480g/日まで削減することを目標とします。この数値は、前計画における目標設定値を引き上げ、未達成の状況を踏まえ、引き続き家庭系ごみの減量に取り組めます。

《目標値の算定について》

1人1日当たりのごみ排出量の目標値を770g、将来人口を255,000人と想定すると、年間のごみ総排出量は約71,700tと見込む。このうち、後述の事業系ごみの目標値17,400tを差し引き、さらに家庭系ごみに含まれる資源物を9,600tと推計して除くと、資源物を除いた家庭系ごみは約44,700tとなる。これを1人1日当たりに換算し、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の目標値を480g以下とする。

2 【事業系ごみ排出量】

ごみ総量のうち、事業者が排出する事業系ごみ総排出量を令和12年度までに17,400t以下まで削減することを目標とします。この数値は、前計画における目標設定値を見直したもので、未達成の状況を踏まえ、事業活動におけるごみの発生抑制や再資源化の取組を着実に進めることにより、達成に向けて引き続き取り組んでいきます。

《目標値の算定について》

令和6年度の事業系ごみ排出量は29,110tであり、1人1日当たりに換算すると約301gとなっている。事業系ごみは近年概ね横ばいで推移している一方、組成分析では紙類が多く含まれており、資源化可能な紙類も確認されている。このため、事業系ごみについては、紙類をはじめとする資源化可能なごみの分別・資源化を徹底することで、現状の約60%まで排出量を削減できるものと見込む。これを踏まえ、事業系ごみ排出量の目標値を約17,400tと設定する。

3 【年間最終処分量】

焼却や資源化等の中間処理を経て最終的に埋立処分される年間最終処分量を令和12年度までに6,500t以下まで削減することを目標とします。前計画における目標値を達成したことを踏まえ、本計画では更なる削減を目指して、ごみの発生抑制や分別・再資源化の徹底、中間処理による減量化の取組を着実に進めることにより、最終処分量の削減に向けて引き続き取り組んでいきます。

《目標値の算定について》

令和6年度の年間最終処分量は10,222tである。ごみの減量化・資源化を進め、ごみ総排出量を25%削減することに伴い、最終処分量についても25%削減すると見込む。さらに、製品プラスチック等の分別・再資源化を踏まえ、年間最終処分量の目標値を6,500t以下と設定する。

(3) 参考指標

基本目標の達成に向けた取組状況を把握するため、参考指標として【リサイクル率】を設定し、ごみの減量化や再資源化に向けた取組の進捗状況を確認します。

＜表 3-1-2 基本目標の参考指標＞

参考指標	令和6年度		令和12年度
リサイクル率	12% 〔R5実績 国:19.5% 県:13.2%〕	8ポイント引き上げ →	20%

3-2 基本方針と基本施策の体系

本計画では、福島市の廃棄物処理をより持続可能で効果的なものとするために、具体的な取組の方向性として基本方針を定めています。これらの方針は、福島市廃棄物処理及び清掃に関する条例（以下、「廃棄物処理条例」という。）に基づく市民・事業者・行政それぞれの役割や責任のもと、地域の環境や暮らしを守る理念に基づき設定されたものであり、今後の取組の指針となります。

ここに示す基本方針は、日々のごみの減量や資源活用、取組、処理体制の強化など、さまざまな具体的施策へとつながる出発点として位置付けられています。

廃棄物処理に関わる具体的施策の推進においては、市民一人ひとりが深い理解と主体的な意識をもち行動に移すことが重要です。そのため、届き・伝わる広報をこれらの基本方針の全般に関わる重要な視点として施策を展開します。

《図 3-2-1 基本方針と施策》

基本方針1. 市民・事業者・行政の責務の明確化

福島市の廃棄物処理条例に基づく市民・事業者・行政の責務を改めて明確化したうえで、それぞれの役割を果たし共創することで、適正処理と資源循環による持続可能な社会の実現を図ります。

基本施策 1-① 市民・事業者との共創による適正処理の推進

基本施策 1-② 市民との共創による適正排出の推進

基本施策 1-③ 事業者との共創による廃棄物の抑制及び再利用の推進

基本方針2. ごみ減量プラス資源化

福島市では、ごみの減量に加え3R(リデュース・リユース・リサイクル)をはじめとする手法により資源化に力を入れて取り組み、排出抑制と再利用・資源化を通じて循環型社会の形成を目指します。

基本施策 2-① 家庭系ごみの減量化・資源化の推進

基本施策 2-② 事業系ごみの減量化・資源化の推進

基本施策 2-③ 新たな視点によるごみの減量化・資源化の推進

基本方針3. 循環型経済(サーキュラーエコノミー)の推進

廃棄物を資源として位置づけ、地域経済や社会活動において循環させる仕組みを整えることで、市民・事業者と協力して循環型経済(サーキュラーエコノミー)を推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

基本施策3-① 循環型経済(サーキュラーエコノミー)の普及啓発

基本施策3-② ごみ発生抑制の取り組みに対する支援

基本施策3-③ 地域循環型の資源活用・廃棄物削減の促進

基本方針4. 持続可能なごみ・資源物処理体制の構築

人口減少・少子高齢化などにより複雑化する社会情勢の変化にも対応可能な効率的かつ安定的な廃棄物処理体制を維持・整備し、市民・事業者・行政の共創で持続可能な地域環境や市民が安心できる暮らしを守る取組を進めます。

基本施策4－① 処理施設の計画的整備と維持管理の推進

基本施策4－② 廃棄物処理のリスク管理とレジリエンスの強化

基本施策4－③ 安全・安心な処理体制の確立

基本方針5. 最終処分場の延命化

福島市の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政が協力して廃棄物の減量・分別・資源化を推進し、最終処分場を延命化させることが何より重要であるとともに、今ある施設を安定的に稼働することにより、持続可能な廃棄物処理体制を引き継ぐことを目指します。

基本施策5－① 環境保全に資する適切な管理の徹底

基本施策5－② 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進

基本施策5－③ 最終処分場の現状に対する市民理解の促進

基本方針1 市民・事業者・行政の責務の明確化

福島市の廃棄物処理条例に基づく市民・事業者・行政の責務を改めて明確化したうえで、それぞれの役割を果たし共創することで、適正処理と資源循環による持続可能な社会の実現を図ります。

市民の責務

ごみや資源物を正しく分別すること
決められた方法・日時で排出すること
廃棄物の発生を抑制する努力を行うこと
再利用やリサイクルに積極的に参加すること

事業者の責務

事業活動で生じる廃棄物を適切に管理すること
法令や条例に従って排出・処理を行うこと
廃棄物の減量や資源化に努めること
環境負荷の低減に貢献すること

行政の責務

廃棄物の収集・運搬・処理を適正に運営すること
市民や事業者への支援・指導、情報提供、啓発活動を行うこと
地域の実情に応じた処理体制の整備と資源循環の推進を図ること
安全・安心で持続可能な廃棄物処理の実現に取り組むこと

基本施策 1－①「市民・事業者との共創による適正処理の推進」

市民と事業者がそれぞれの役割と責務を踏まえ、行政と共創してごみの減量、分別の高度化、資源化、適正処理を進めることで、事業系ごみの家庭系ごみへの混入や不法投棄を改善し、持続可能な廃棄物処理体制を構築します。市は関係団体等の協力を頂きながら、地域の特性に応じた情報提供や啓発、共創の枠組みづくりを通じて、市民・事業者・行政の三者が共に処理全体を支える仕組みを整備します。

《主な施策》市民団体や事業者等との連携、ボランティア清掃活動への支援、
開封調査による適正排出の推進 など

基本施策 1－②「市民との共創による適正排出の推進」

市民一人ひとりが排出ルールや分別方法を理解し、日常のごみ出し行動を正しく実践することにより、効率的で安全な収集や処理の基盤をつくります。市はわかりやすい情報提供や啓発を行い、市民が主体的に適正排出に取り組める環境を整え、快適で持続可能な生活環境の維持を市民と共に目指します。

《主な施策》出前講座の実施、食品ロス削減マイスターの活動促進、周知啓発の推進 など

基本施策 1－③「事業者との共創による廃棄物の抑制及び再利用の推進」

事業活動における廃棄物の削減や資源の有効活用について、事業者と行政が協力して取り組むことで、廃棄物の発生抑制と資源化を促進します。事業者への情報提供や支援策、取組事例の共有などを通じて、持続可能な循環型社会の実現を目指します。

《主な施策》ふくしまタバスケの推進、資源物店頭回収の促進 など

基本方針 2 ごみ減量プラス資源化

福島市では、ごみの減量に加え 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）をはじめとする手法により資源化に力を入れて取組み、排出抑制と再利用・資源化を通じて循環型社会の形成を目指します。



日々ごみとして捨てられるものの中には、プラスチック類や紙類など、心掛け一つで資源化が可能なものがたくさん含まれています。

ごみ減量は、最終処分場の延命化につながるなど重要な取組であると同時に、資源化の取組は、資源が乏しい日本において、私たちが自分ごととして捉えるべき大切な視点です。

市民は、家庭から出るごみを分別し、再利用やリサイクルを積極的に行い、事業者は、製品や包装材の使用を工夫するなど、事業活動で廃棄物を発生させない努力を行うことで、リサイクルや資源化を推進します。行政は、分別収集の充実やリサイクル施設の整備、普及啓発活動を通じて、減量・資源化を支援します。

これらの取組により、ごみの排出量を抑えつつ、資源として再利用する仕組みを強化し、循環型社会の形成を目指します。

基本施策 2－① 1 「家庭系ごみの減量化・資源化の推進」

家庭から発生するごみそのものを減らすため、「生ごみゼロチャレンジ！」の推進や生ごみ削減、分別の徹底、リサイクル・リユースの実践などを通じて、家庭における発生抑制と資源化を強化します。市は、これらの取組を支援し、日常生活の中で市民が無理なく参加できる環境を整えることで、資源を大切に使い続ける意識の定着と、ごみ総量の着実な削減を目指します。

《主な施策》キエー口等による家庭内処理の促進、イベントを活用した資源物回収 など

基本施策 2－② 「事業系ごみの減量化・資源化の推進」

廃棄物を発生させない事業活動を通じ、排出されるごみの発生抑制や紙類のリサイクル推進を計画的に進め、事業所から生じる廃棄物の削減と資源の有効活用を強化します。市は、事業者に対しての啓発・情報提供や支援策、優良事例の提供を行い、事業者自らが業務改善を進めながら資源をむだなく活かす取組を継続できる環境を整備します。

《主な施策》保健所現地調査随行、優良事例の情報提供 など

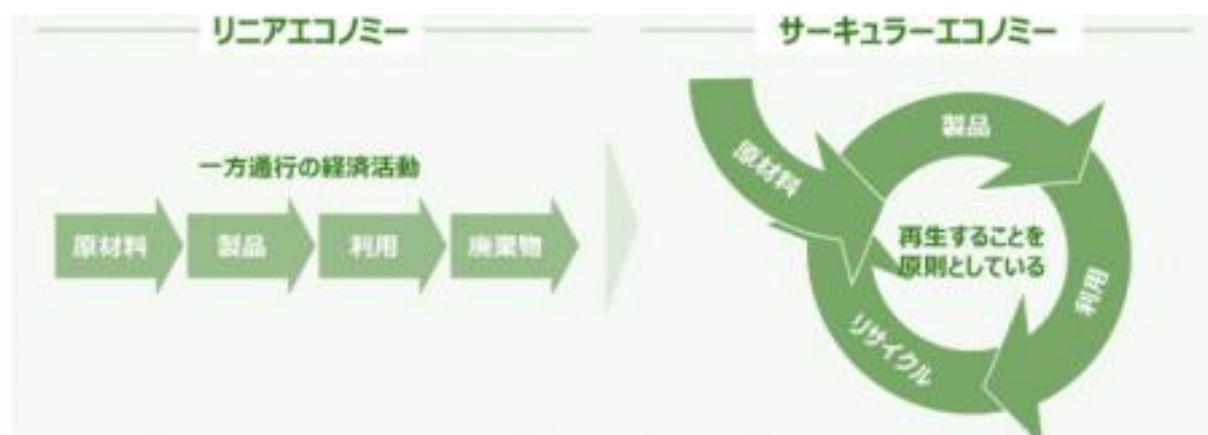
基本施策 2－③ 「新たな視点によるごみの減量化・資源化の推進」

従来の方法に加え、ごみとして処分していたプラスチック類や古着などのリサイクル品目を拡大し、A I 画像検索を搭載した分別支援アプリの活用促進や、古着の拠点回収などの優良事例の導入可能性を評価し、福島市の実情に応じた取り組みによりごみの発生抑制やリサイクル促進を図ります。新たな視点による取り組みによって、効率的で持続可能な廃棄物の減量化と資源循環の拡大を積極的に推進します。

《主な施策》製品プラスチック収集、ごみ処理有料化の検討 など

基本方針 3 循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進

廃棄物を資源として位置づけ、地域経済や社会活動において循環させる仕組みを整えることで、市民・事業者と協力して循環型経済（サーキュラーエコノミー）を推進し、持続可能な循環型社会の実現を目指します。



福島市では、廃棄物を単なる「捨てるもの」として扱うのではなく、資源として経済活動に活かすことを重視しています。これは、単にごみを減らしたり資源化したりするだけでなく、廃棄物が社会や地域経済の中で価値を持ち、循環する仕組みをつくる取組です。

具体的には、廃棄物の再利用やリサイクル、資源化された材料の製品化、廃棄物からのエネルギー回収などを通じて、資源が途切れず循環する仕組みを整えます。また、市民や事業者が資源を有効に活用できるよう、情報提供や支援策を整備し、協力体制を促進します。

このように循環型経済（サーキュラーエコノミー）の推進は、単なるごみの減量や資源化の延長ではなく、資源の循環を地域経済や社会活動と結びつけることで、持続可能な循環型社会の実現に貢献する取組です。

基本施策 3－①「循環型経済（サーキュラーエコノミー）の普及啓発」

ごみを減らして資源として活かしつつ、同時に経済的なメリットを生み出す考え方（サーキュラーエコノミー）について、市民や事業者理解を深めてもらうため、情報提供や啓発活動を積極的に実施します。教育・広報やイベントなどを通じて、資源循環の重要性を広く伝え、日常生活や事業活動での実践を促進します。

《主な施策》リユース・シェアリングの推進、環境教育の推進 など

基本施策 3－②「ごみ発生抑制の取組に対する支援」

市民や事業者がごみを出さないための工夫や取組を実践しやすいよう、情報提供や助言、補助制度などの支援を行います。特に事業者においては、製品の設計製造から販売の段階まで廃棄物の発生抑制を効果的に進める取組に対しサポートすることで、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

《主な施策》優良事例の情報提供、ふくしまタバスケの推進 など

基本施策 3－③「地域循環型の資源活用・廃棄物削減の促進」

地域内での資源の循環利用や廃棄物削減を推進するため、地域コミュニティや事業者との連携を強化します。リサイクル拠点の活用や地域資源循環の取組の支援、情報共有などを通じて、地域で持続可能な資源活用の仕組みを構築します。

《主な施策》地域資源の循環利用の促進、事業者間連携の推進、リユースの推進 など

基本方針 4 持続可能なごみ・資源物処理体制の構築

人口減少・少子高齢化などにより複雑化する社会情勢の変化にも対応可能な効率的かつ安定的な廃棄物処理体制を維持・整備し、市民・事業者・行政の共創で持続可能な地域環境や市民が安心できる暮らしを守る取組を進めます。



これは、単にごみを処理するだけでなく、柔軟で持続可能なシステムをつくることを意味します。具体的には、将来の担い手不足などをはじめとした現行体制の維持が困難となった場合を見据え、収集・運搬・処理の各段階で効率化や安全性を高め、廃棄物処理施設の適切な維持管理を進めます。また、市民や事業者が分別や資源化に協力しやすい仕組みを整備することで、全体として安定した処理体制を支えます。さらに、情報提供や普及啓発を通じて、市民・事業者・行政の共創による持続可能な処理体制を構築します。

これらの取組により、福島市は環境への負荷を抑えつつ、地域全体で安心して暮らせる廃棄物処理システムを将来にわたって維持していきます。

基本施策 4－①「処理施設の計画的整備と維持管理の推進」

廃棄物処理施設を将来の需要や技術の変化を見据えて計画的に整備するとともに、日常の維持管理を徹底します。これにより、安定的かつ効率的な廃棄物処理を実現し、長期的に持続可能な処理体制を構築します。

《主な施策》処理施設の更新・長寿命化、計画的修繕等の実施 など

基本施策 4－②「廃棄物処理のリスク管理とレジリエンスの強化」

ごみ処理に伴う安全リスクや災害時の影響を適切に管理するとともに、災害や事故に強い体制づくりを進めます。災害計画や緊急対応マニュアルの整備、訓練の実施を通じて、万一の事態にも迅速かつ安全に対応できる体制を整えます。

特に、大規模な地震や風水害等の自然災害発生時に生じる災害廃棄物について、市民の生活環境の速やかな回復と早期の復興を目指し、迅速かつ適正な処理体制を平時から構築します。

これらの具体的な実施体制や対策の手順については、別途定める「福島市災害廃棄物処理計画」に基づき、適切な管理・運用を図ります。

《主な施策》搬入物検査、災害時の民間連携の検討 など

基本施策 4－③「安全・安心な処理体制の確立」

廃棄物処理における事故や火災の発生を防ぐための取組や、危険物の混入防止や処理工程の監視・点検、関係者への指導・啓発を通じて安全性を確保するほか、DXの推進により効率的・安定的で持続可能な廃棄物処理の体制整備を図り、市民や事業者が安心して廃棄物処理を任せられる環境を構築します。

《主な施策》不適物混入防止対策、充電式電池の拠点回収、事業系ごみの適正排出、
DXを活用した収集 など

基本方針 5 最終処分場の延命化

福島市の豊かな自然を次世代に引き継ぐため、市民・事業者・行政が協力して廃棄物の減量・分別・資源化を推進し、最終処分場を延命化させることが何より重要であるとともに、今ある施設を安定的に稼働することにより、持続可能な廃棄物処理体制を引き継ぐことを目指します。



限られた最終処分場の容量を有効に活用し、長期的に安定した廃棄物処理を行うことが重要な課題です。最終処分場の延命化は、単に処分場を長く使うだけでなく、ごみの減量や資源化を進めることで処分量を抑え、将来の世代にも安全で安心なふるさと福島市の環境を引き継ぐ取組です。

具体的には、廃棄物の分別・減量・資源化を徹底し、最終処分場への負荷を軽減します。また、最終処分場の適正管理や効率的な運営を行い、計画的な容量管理を進めることで、地域にとって安定的な処理体制を維持します。さらに、住民への情報提供や協力体制の強化を通じて、市民・事業者・行政が一体となって取り組むことが、延命化を実現する鍵となります。

基本施策 5－①「環境保全に資する適切な管理の徹底」

最終処分場や廃棄物の適正管理を徹底し、周囲の自然環境への影響を最小限に抑える取組を進めます。施設の運営や廃棄物の処理にあたって、環境保全を最優先に考えた体制を構築します。

《主な施策》浸出水処理施設の適正維持管理、水質検査の実施 など

基本施策 5－②「廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進」

ごみの発生抑制やリサイクルの促進を計画的に進めることで、最終処分場への廃棄量を削減し、資源の有効活用を図ります。市民や事業者との共創により、持続可能な循環型社会の形成を目指します。

《主な施策》民間連携による拠点回収、処理残渣の資源化推進 など

基本施策 5－③「最終処分場の現状に対する市民理解の促進」

最終処分場の現状や課題について市民に理解を深めてもらうため、情報提供や見学会、広報活動などを積極的に行います。これにより、市民がごみ処理の実態を正しく認識し、協力的な取組が進む環境を整備します。

《主な施策》維持管理状況の公表、施設見学会の受入 など

4 生活排水処理基本計画

4-1 本市が目指す生活排水処理のあり方

4-1-1 基本理念

生活排水の適正な処理を推進し、市民の健康と快適な生活環境を守るとともに、清潔で豊かな水環境の保全を目指します。さらに、下水道への接続や浄化槽の整備・管理を通じて、持続可能な地域社会の実現に貢献します。

基本理念:「水資源の保全と公衆衛生の確保」

4-1-2 目標

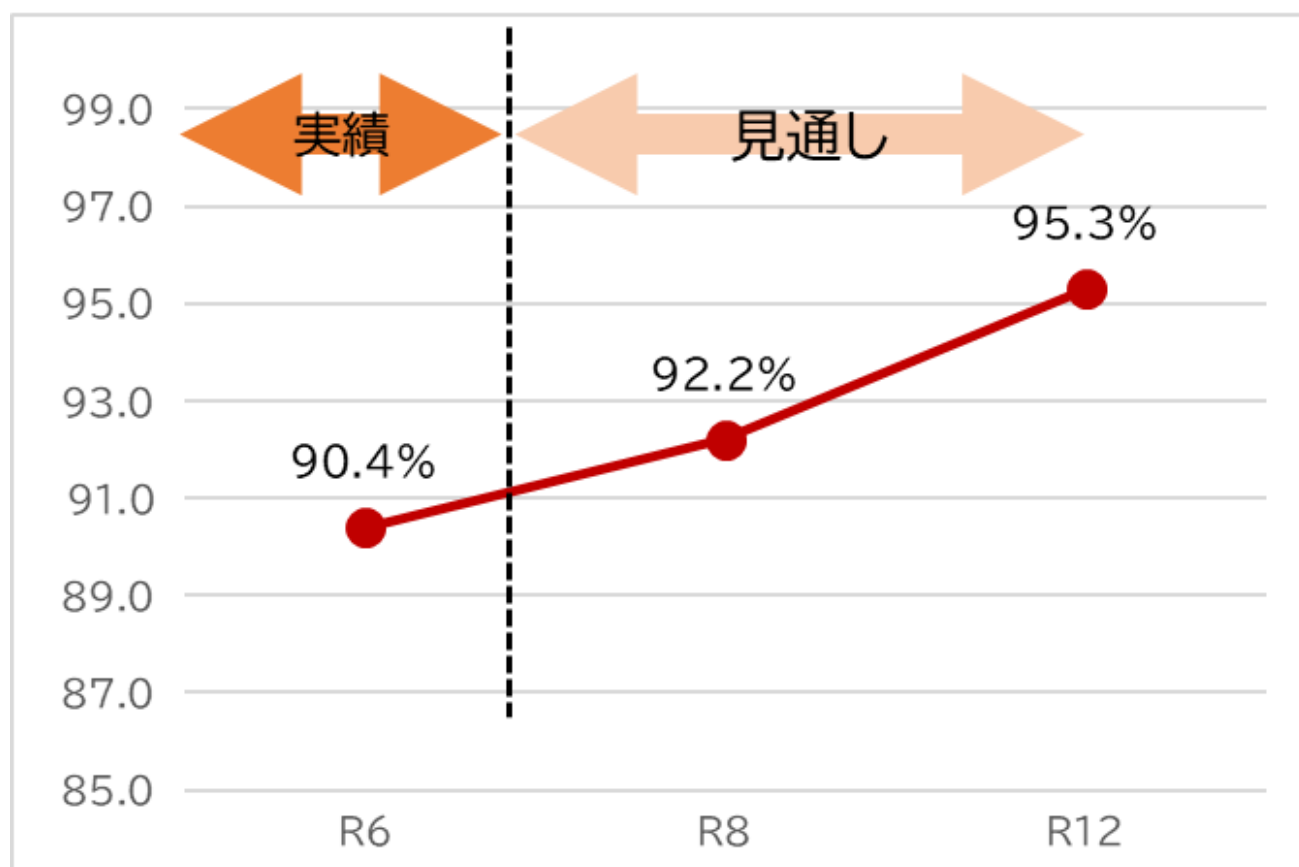
本計画の目標を次のように設定します。

污水施設処理の整備を推進し、令和12年度までに「污水处理人口普及率」95%以上を達成することで、将来にわたり、公衆衛生の向上による良好な生活環境を創出するとともに、河川等の公共用水域の水質保全に資することにより健全な水環境を維持していきます。

《表 4-1-1 生活排水処理の目標》

	現況 令和6年度末	目標年度 令和12年度
污水处理人口普及率	90.4%	95.3%

《図 4-1-1 汚水処理人口普及率の見通し》



4-2 基本方針

基本方針 1：下水道への接続や合併処理浄化槽の設置の促進

本市は自然環境に恵まれたまちであり、阿武隈川を中心として、日本一の清流荒川や県北地方に良質な水を供給する摺上川などの河川があります。生活雑排水（台所・風呂場・洗面所等から出る污水）を処理するため、下水道への接続、既存の単独処理浄化槽やし尿汲み取りから合併処理浄化槽への転換を促進し、河川への環境負荷の削減を進めます。

基本方針 2：生活排水処理施設の整備と適切な維持管理

定期的な保守点検や清掃、法定検査の実施が河川への環境負荷の削減につながります。浄化機能が十分に発揮されるよう、保守点検や清掃等の実施を促進します。また、将来にわたり安定した処理を進めるため、下水道やし尿処理施設の整備や適切な維持管理を推進します。

4-3 基本施策

4-3-1 生活排水処理対策

単独処理浄化槽やし尿汲み取りに対する取組

単独処理浄化槽やし尿汲み取りは、公共下水道への接続及び合併処理浄化槽への転換を進めます。

生活排水処理率の向上と水質改善

公共下水道への接続や合併処理浄化槽等の普及に努め、生活排水処理率を向上させ、公共水域の水質改善を図ります。また、合併処理浄化槽の補助制度等の周知を図ります。

浄化槽の維持管理

河川への環境負荷を削減するため、浄化槽の定期的な保守点検や清掃、法定検査を実施するよう、周知を図ります。

4-3-2 し尿・汚泥処理計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は現行どおり、許可業者によって行い、許可業者に対しては適正に業務が行われるよう法令順守などの指導を行います。し尿及び浄化槽汚泥の処理は現行どおり、飯坂、松川、飯野地区を除く全市内は本市で、飯坂地区は伊達地方衛生処理組合で、松川、飯野地区は川俣方部衛生処理組合で処理を行います。

また、処理施設については、し尿や浄化槽汚泥の搬入量の推移を把握していくとともに、し尿処理施設の老朽化などに伴う施設の点検や改修などにより長寿命化を図りながら、安定的かつ適正な処理を維持していきます。

5 食品ロス削減推進計画

5-1 計画の趣旨・目的

5-1-1 背景

「食品ロス」とは、本来食べることができるにもかかわらず、食べ残しや売れ残り、消費・賞味期限が近いなどの理由で廃棄されてしまう食品のことをいいます。

国際連合食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界全体では生産された食料のおよそ3分の1にあたる約13億tが毎年廃棄されているとされています。一方、農林水産省の推計では、日本においては、国内で消費する食料の約62%（令和5年度〔2023年度〕、カロリーベース）を輸入に依存しているにもかかわらず、同年度に約464万tの食品ロスが発生しています。

水分を多く含む生ごみは、収集や運搬、処理の過程で二酸化炭素を多く排出するため、食品ロスの発生は環境への負荷の増大につながります。

このような状況を踏まえ、持続可能な開発目標（SDGs）では、2030年（令和12年）までに世界全体で1人あたりの食料廃棄量を半減させることが掲げられています。

国や福島県においても、食品ロス削減に向けた取組や目標の設定が進められており、福島市においても、市民、事業者、行政が連携し、食品ロスの削減と環境負荷の低減に向けた取組を推進していくことが求められています。

《表 5-1-1 食品ロス削減に関する法令・計画》

国	「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」 公布：平成12年／施行：平成13年 「食品ロスの削減の推進に関する法律（略称「食品ロス削減推進法」）」 公布：令和元年 「食品ロス削減推進法」 施行：令和元年
県	「福島県食品ロス削減推進計画」 策定：令和4年 「福島県みどりの食料システム基本計画」 策定：令和4年

≪表 5-1-2 食品ロス削減に関する国や県の目標値≫

	計画等	項目	基準年度	目標年度	目標値
国	第四次循環型社会形成 推進基本計画	家庭系	平成12年度 (2000年)	令和12年度 (2030年)	50%減
	食品ロスの削減の推進に 関する基本的な方針	事業系			60%減
県	福島県食品ロス削減 推進計画	家庭系 事業系	令和元年度 (2019年)		14%減

5-1-2 自治体としての取組

本市では食品ロスの削減に向けて、エコクッキング、てまえどりの推進、フードシェアリングサービス「ふくしまタバスケ」の導入、フードドライブの実施、「2020運動」の普及啓発、3R&食品ロス削減推進協力事業所、店舗の募集等、様々な施策を実施しています。しかしながら、本市では令和4年度（2022年度）時点で推計6,834tの食品ロスが焼却されています。

5-2 現状分析・目標値

5-2-1 現状分析

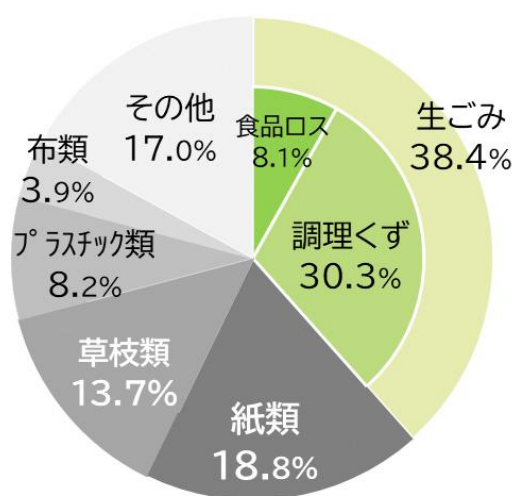
食品ロス実態調査及び資源にできない燃やすごみ組成分析調査より、家庭から出る資源にできない燃やすごみに占める生ごみの割合は約38%と最も多く、そのうち食品ロスは約8%です。

共働き世帯や高齢世帯の増加により、惣菜・弁当などの中食利用が拡大していることから、消費期限切れや食べ残し、まとめ買いによる使い残しが発生していると考えられます。また、食材の保存や調理量の調整が難しい世帯もあり、これらの複合的な要因から食品ロスにつながっていると考えられます。

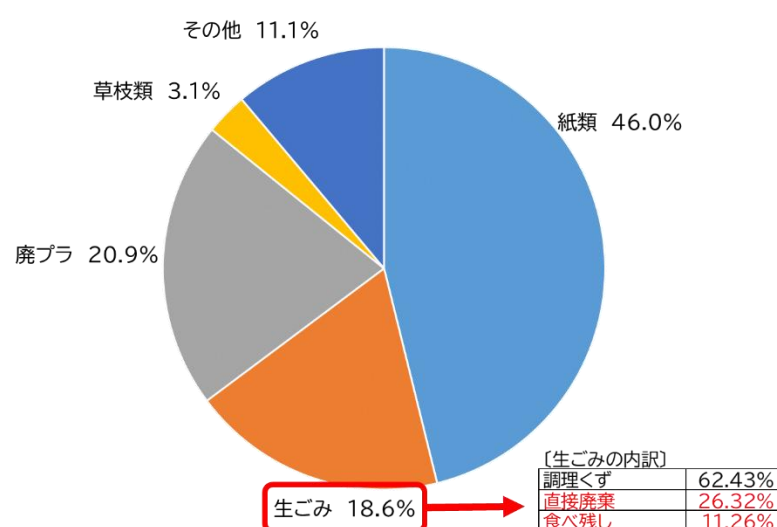
さらに、飲食店などの事業所から出る資源にできない燃やすごみの中にも、手付かずの食品や食べ残しが出されている現状があり、約7%を占めています。

こうした現状を踏まえ、市では家庭や事業所における意識啓発や生活様式の変化に応じた実践的な取組を推進し、食品ロスの一層の削減を図ることが求められています。

≪図 5-2-1 資源にできない燃やすごみに占める食品ロスの割合≫



家庭系資源にできない燃やすごみの内訳



事業系資源にできない燃やすごみの内訳

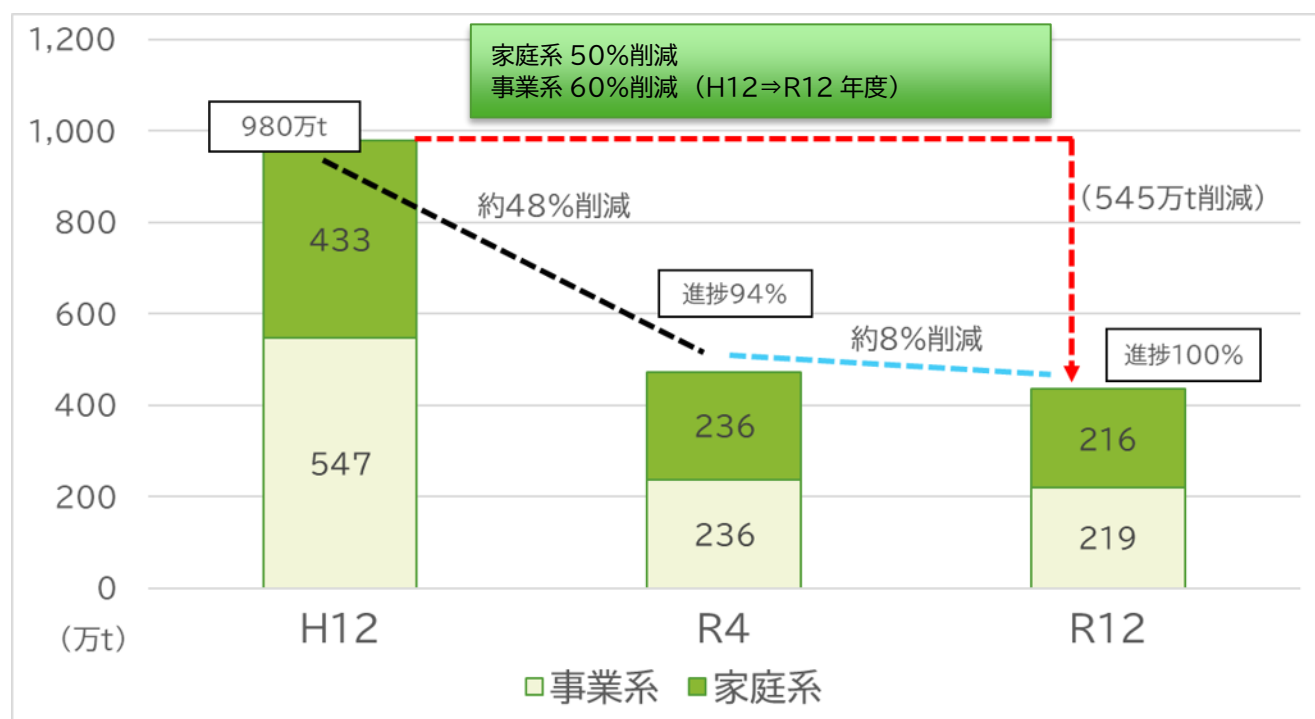
5-2-2 目標値

国では、家庭系食品ロスについては「第四次循環型社会形成推進基本計画」により、事業系食品ロスについては国の基本方針において、ともに平成12年度比で令和12年度までに家庭系食品ロスを50%、事業系食品ロスを60%削減させるという目標を設定しています。

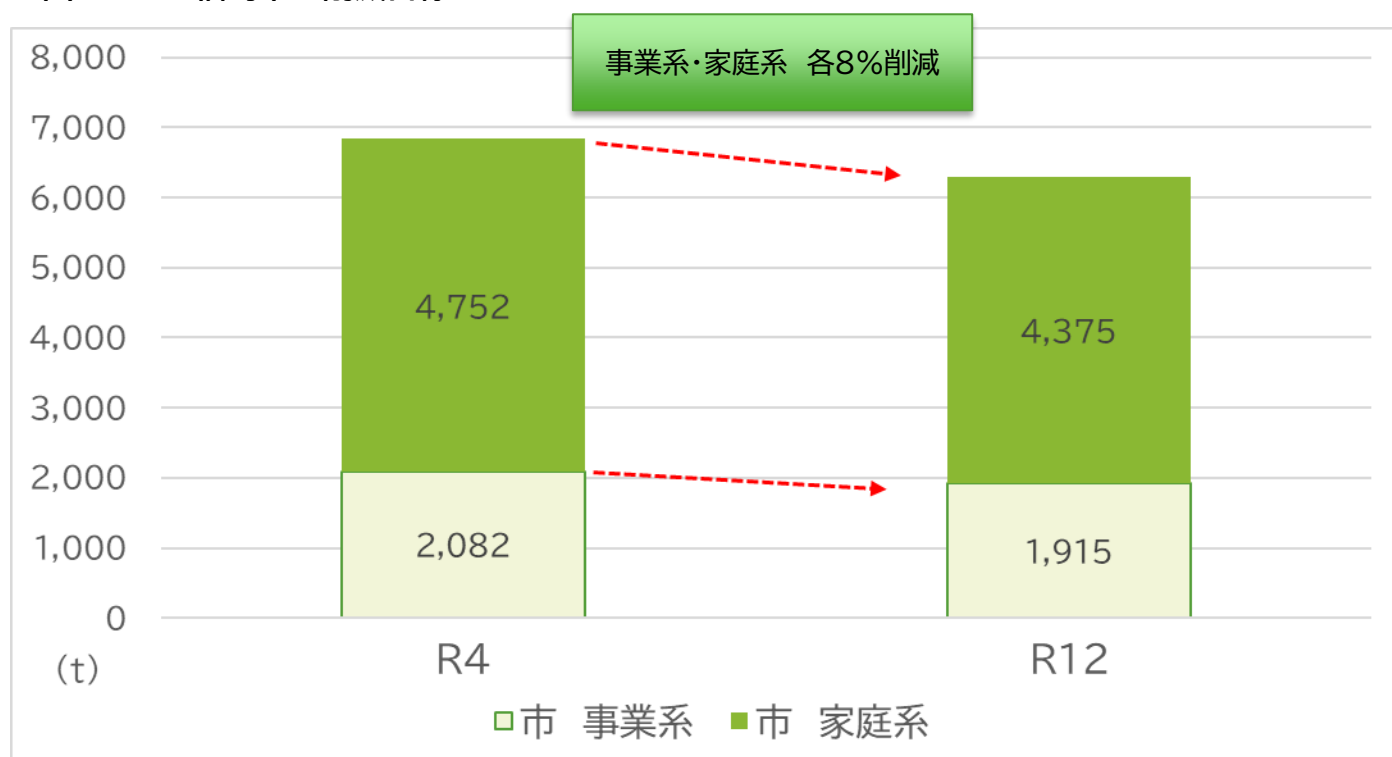
国の推計では、全国的食品ロス量は平成12年度の980万トンから令和4年度には472万トンに減少しています。令和12年度に目標の435万トンを達成するためには、令和4年度から8%の削減を目指す必要があります。

本市においても、家庭系・事業系の食品ロスを令和4年度比で令和12年度までに8%削減することを目指すため、令和12年度における食品ロス発生量の目標値を6,290トンとします。

《図 5-2-2 国の目標値》



≪図 5-2-3 福島市の削減目標≫



5-3 行動指針

食品ロスを削減するためには、市民や事業者の皆さんそれぞれが日々の取組を一步一步積み重ねていくことが必要となります。本市では、市民や事業者の皆さんが食材の購入時や調理・飲食時等で食品を無駄にしない取組ができるよう、情報提供や仕組みづくりを行います。

その上で、どうしても発生してしまう食品廃棄物については、キエー口などの生ごみ処理容器等を活用した発生場所における資源化の取組を推進するほか、民間事業者等におけるエネルギー化などを含めた資源化等の取組が可能となる体制作りを行います。

5-4 基本施策

5-4-1 食品ロス削減の取組

食品ロスの削減に向けて、食品の購入から調理・飲食に至る各段階において、食品を無駄にしない取り組みを推進します。市民や事業者に対して、食品を無駄にしない意識や行動の普及啓発を図るとともに、食品ロスの発生実態を把握し、効果的な削減対策の検討につなげます。

《主な施策》ふくしまタバスケの推進、組成分析による実態把握 など

5-4-2 生ごみ削減の取組

食品ロス削減に取り組んだ上で、なお発生する食品廃棄物については、家庭や地域における減量化・資源化への取組を促進するとともに、食品廃棄物の資源化について、地域の実情や技術動向等を踏まえ、効果的な活用方法を検討します。

また、食品廃棄物を有効な資源として捉え、焼却処理量の削減や資源循環の促進を図ることで、廃棄物処理に伴う環境負荷の低減と循環型社会の形成につなげます。

《主な施策》キエー口等の促進、資源循環の取組の推進 など

【参考資料】

福島市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

氏 名	組 織	備考
樋口 良之	国立大学法人福島大学（教授）	学識経験者
紺野 幸一	福島市町内会連合会（幹事）	関係団体代表者
佐藤 淳子	J Aふくしま未来（副支部長）	//
高橋 洋美	福島市婦人団体連絡協議会（副会長）	//
平井 優子	福島市消費者団体懇談会（副会長）	//
皆川 沙織	福島市小中学校PTA連合会（常任理事）	//
宮崎 悦子	福島商工会議所（常任委員）	//
三島 昭二	福島市衛生団体連合会（会長）	//
紺野 正博	福島県北再生資源協業組合（代表理事）	リサイクル事業者
大河内 由利子	株式会社ダイユーエイト（課長）	排出事業者

福島市 ごみ処理の変遷 年表

年号	主な出来事
昭和 45 年	- 可燃ごみ、不燃ごみの分別排出、定日収集を開始
昭和 55 年	- 金沢埋立処分地竣工
昭和 57 年	- 粗大ごみの収集を開始
昭和 63 年	- あぶくまクリーンセンター竣工
平成 3 年	- 事業系一般廃棄物の有料化を実施
平成 5 年	- 福島市廃棄物減量等推進審議会を設置
平成 6 年	- 透明袋によるごみの排出を開始
平成 6 年	- 金沢第二埋立処分場竣工
平成 9 年	- 資源物として缶類と紙類の分別収集を開始
平成 11 年	- あらかわクリーンセンター資源化工場・リサイクルプラザ竣工（びん類、缶類、ペットボトル、不燃・粗大ごみ）
平成 11 年	- 資源物としてびん類・ペットボトルの分別収集を開始
平成 14 年	- 資源物としてびん類とペットボトルを分別して収集開始
平成 16 年	- あぶくまクリーンセンター資源化工場竣工（プラスチック製容器包装）
平成 16 年	- 資源物としてプラスチック製容器包装とその他の紙製容器包装の分別収集を開始
平成 19 年	- 生きびん収集を開始
平成 19 年	- ふれあい訪問収集を開始
平成 20 年	- あらかわクリーンセンター竣工
平成 27 年	- 使用済小型家電回収を開始
平成 30 年	- 「ごみ処理有料化の導入について」の諮問に対する最終答申
平成 31 年	- 「ごみ減量大作戦」開始
令和 3 年	- 分別区分のその他の紙製容器包装を雑がみに変更

年号	主な出来事
令和 4 年	- 大館山一般廃棄物最終処分場共用開始
令和 5 年	- 「ごみ減量大作戦」の検証結果を踏まえたごみ処理有料化の導入について（意見書）
令和 6 年	- 福島市衛生処理場単独稼働開始 - 開封調査の導入 - 電池類の分別回収（充電式電池の新規回収、乾電池類の資源物回収への変更） - ごみ分別区分の名称変更 ・資源物 → リサイクルできる資源物 ・可燃ごみ → 資源にできない燃やすごみ ・不燃ごみ → 資源にできない埋めるごみ

福島市 一般廃棄物処理施設の概要

福島市の一般廃棄物処理施設は、収集、運搬、処理、処分を一体的に行い、地域の廃棄物管理を効率的に支えています。具体的には、焼却施設「あぶくまクリーンセンター」および「あらかわクリーンセンター」と、最終処分場「大舘山一般廃棄物最終処分場」が主な施設です。それぞれの施設の概要は以下の通りです。

1. あぶくまクリーンセンター

- **役割：** 家庭系及び一部事業系ごみの焼却処理を担当。
- **特徴：** ごみの焼却と同時に、熱エネルギーの回収やリサイクル可能な物質の分別も行っており、エネルギーの有効活用と資源循環を進めています。環境に配慮し、排出ガスや悪臭の抑制対策が施されています。

《表 6-1-1 あぶくまクリーンセンターの概要》

項 目	内 容
所 在 地	福島市渡利字梅ノ木畑 1 番地の 1
処理能力	焼 却：240t／24h（120t×2 基） 灰固形化：16.8t／日
炉 型 式	全連続燃焼式ストーカ炉
建設年度	昭和 60 年 6 月着工 昭和 63 年 2 月竣工 平成 14 年 11 月排ガス高度処理施設・灰固形化施設増設
敷地面積	28,000m ² （あぶくまクリーンセンター全体）
建 設 費	5,985,231 千円
建物規模	既存工場棟：RC造地下1階、地上4階建 建築面積2,698.17m ² 延床面積5,629.57m ² 増 設 棟：鉄骨造地上2階建 建築面積 447.17m ² 延床面積 506.61m ² 工場棟合計：建築面積 3,145.34m ² 延床面積 6,136.18m ²

《表 6-1-2 あぶくまクリーンセンター資源化工場の概要》

項 目	内 容
所 在 地	福島市渡利字梅ノ木畑 1 番地の 1
敷地面積	28,000 m ² （あぶくまクリーンセンター全体）
延べ床面積	1,674.80 m ²
構 造	鉄骨造、地上 2 階
建設年度	平成 15 年 6 月着工 平成 16 年 3 月竣工
建 設 費	431,524 千円
処理能力	プラスチック製容器包装 10t／日（1 系列）

2. あらかわクリーンセンター

- 役割：市北部地域の家庭系ごみを焼却処理。
- 特徴：あぶくまクリーンセンターと同様に、焼却とエネルギー回収を行い、効率的なごみ処理を実現しています。また、リサイクル可能物の分別も推進されており、資源化率向上に貢献しています。

《表 6-2-1 あらかわクリーンセンターの概要》

項 目	内 容
所 在 地	福島市仁井田字北原 3 番地の 3
処理能力	焼 却：220t／24h（110t×2 基） 灰溶融：20t／日
炉 型 式	全連続燃焼式ストーカ炉
建設年度	平成 17 年 12 月着工 平成 20 年 8 月竣工
敷地面積	33,500m ² （あらかわクリーンセンター全体）

建 設 費	9,066,481 千円
建物規模	鉄骨鉄筋コンクリート造ほか 地下1B、6F建 建築面積 4,636.94m ² 、延床面積 10,103.27m ²

《表 6-2-2 あらかわクリーンセンター資源化状況の概要》

項 目	内 容
所 在 地	福島市仁井田字北原 3 番地の 3
敷地面積	33,500m ² （あらかわクリーンセンター全体）
延べ床面積	5,387.52m ²
構 造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地下 1 階地上 4 階
建設年度	平成 9 年 6 月着工 平成 11 年 3 月竣工
建 設 費	4,024,761 千円
処理能力	・資源物処理系 42t/5h 缶類11t/5h、びん類20t/5h ペットボトル・プラスチック11t/5h （H18ペットボトル2t増強） ・埋めるごみ、粗大ごみ処理系 60t/5h

《表 6-2-3 スtockヤードの概要（あらかわクリーンセンター資源化工場附属施設）》

項 目	内 容
施設内容	6 品目の各貯留所 鉄、アルミ、びん類（3 色）、ペットボトル
延べ床面積	600m ²
建設年度	平成 10 年 4 月着工 平成 11 年 1 月竣工
建 設 費	70,508 千円

≪表 6-2-4 フロン回収棟の概要（あらかわクリーンセンター資源化工場附属施設）≫

項 目	内 容
施設内容	フロン回収施設（除湿機、冷風扇等）、倉庫
延べ床面積	305.5m ²
建設年度	平成 10 年 4 月着工 平成 11 年 1 月竣工
建 設 費	60,060 千円

≪表 6-2-5 粗大ごみ中間処理施設の概要（あらかわクリーンセンター資源化工場附属施設）≫

項 目	内 容
施設内容	粗大ごみ中間処理用作業所、車庫
延べ床面積	262.0m ²
建設年度	平成 23 年 11 月着工 平成 24 年 3 月竣工
建 設 費	45,297 千円

≪表 6-2-6 リサイクルプラザの概要≫

項 目	内 容
所 在 地	福島市仁井田字北原 3 番地の 3
延べ床面積	917.75m ²
構 造	鉄骨造、地上 2 階
建設年度	平成 9 年 6 月着工 平成 11 年 3 月竣工
建 設 費	290,955 千円
施設内容	・ ホール、展示室・研修室、会議室 ・ 工芸室・事務室 ・ 図書、情報コーナー ・ 工房、書庫

3. 大舘山一般廃棄物最終処分場

- 役割：焼却残さやリサイクルできないごみの最終処分を担当。
- 特徴：かつて使用されていた金沢埋立処分地に代わる新たな最終処分場として、福島市の廃棄物の最終的な処理を行っています。埋立容量の管理と延命化施策が実施されており、将来的な廃棄物処理体制の確保に向けた計画が策定されています。

≪表 6-3-1 大館山一般廃棄物最終処分場の概要≫

項 目	内 容
所 在 地	福島市立子山字六角地内外
規 模	埋立地面積 19,800m ² 埋立容量 246,000m ³ 埋立期間 約15年
埋立工法	サンドイッチ工法
浸水処理施設	処理能力 70m ³ /日 処理方法 カルシウム除去+生物処理+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+滅菌
建設年度	平成30年9月着工 令和4年2月竣工
建設費	5,336,829 千円

4. し尿処理施設

≪表 6-4-1 衛生処理場の概要≫

項 目	内 容
所 在 地	福島市堀川町9番20号
対象地域	福島市（飯坂・松川・飯野地区除く）
建設年度	昭和37年2月竣工
処理形式	・一次処理 嫌気性二段30日消化法 ・二次処理 活性汚泥法
施設規模	145 kℓ/日

《表 6-4-2 伊達地方衛生処理組合のし尿処理施設の概要》

項 目	内 容
所 在 地	伊達郡桑折町大字伊達崎字舟場東 1 - 1
対象地域	福島市（飯坂地区）
建設年度	平成 21 年 3 月竣工
処理形式	膜分離高負荷脱窒素処理方式
施設規模	85 kℓ/日

《表 6-4-3 川俣方部衛生処理組合のし尿処理施設の概要》

項 目	内 容
所 在 地	伊達郡川俣町飯坂字下戸山 9 - 4
対象地域	福島市（松川・飯野地区）
建設年度	昭和 60 年竣工
処理形式	標準脱窒方式
施設規模	60 kℓ/日

《表 6-4-4 生活排水の処理主体》

処理施設の種類	処理主体
流域下水道、公共下水道	福島県、福島市
農業集落排水施設	福島市
合併処理浄化槽	個人等
単独処理浄化槽	個人等
し尿処理施設	福島市 伊達地方衛生処理組合 川俣方部衛生処理組合

≪表 6-4-5 公共下水道の概要≫

	堀河処理区 (単独公共)	県北処理区 (流域関連公共)	土湯処理区 (特定環境保全公共)	合計
全体計画面積 (ha)	6,275		20	6,295
事業計画面積 (ha)	4,335		20	4,355
整備区域面積 (ha)	3,966		19	3,985
処理区域内人口 (人)	177,910		236	178,146
水洗化人口 (人)	168,774		154	168,928
整備率	91.5%		95.0%	91.5%
水洗化率	94.9%		65.3%	94.8%

資料：令和7年度 福島市の下水道

※1 整備率＝整備区域面積÷事業計画面積

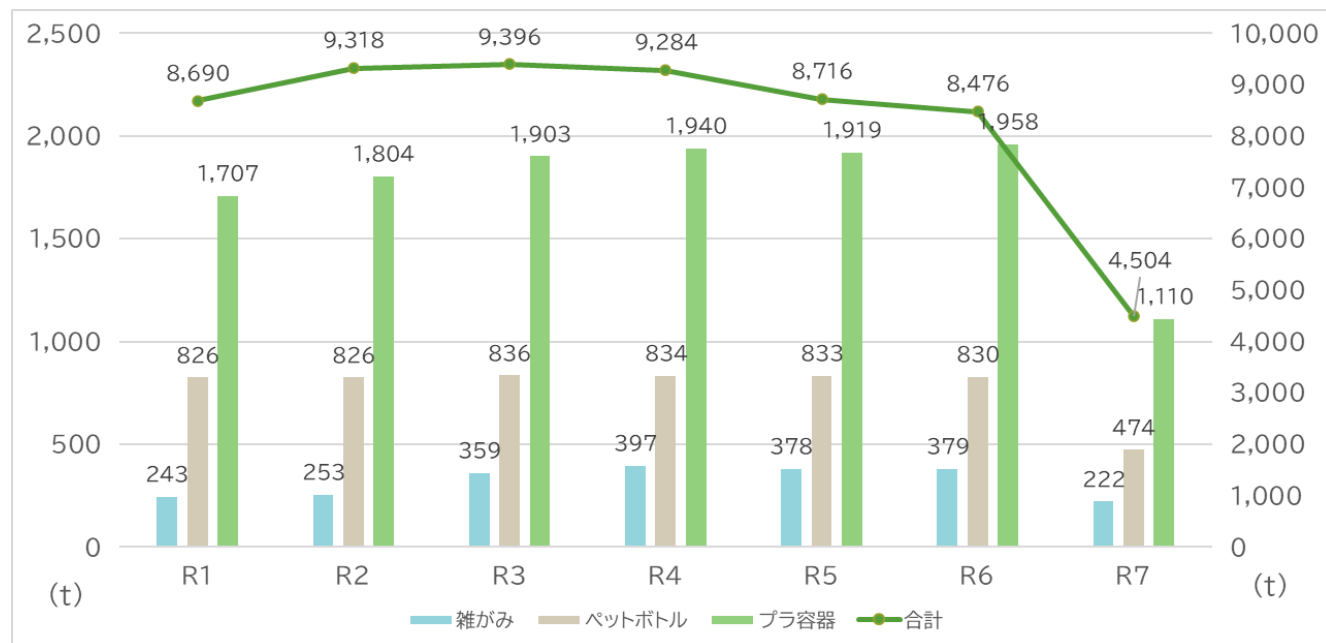
※2 水洗化率＝水洗化人口÷処理区域内人口

≪表 6-4-6 農業集落排水施設の概要≫

処理区域	区分	事業区域 (ha)	計画処理人口 (人)	日平均汚水量 (m³)
山口	農業集落排水施設	213.0	2,120	572.4
小田	農業集落排水施設	98.8	1,520	410.4

5. 資源物収集量と売払収入

≪図 6-5-1 資源物収集量の推移≫



≪図 6-5-2 資源物売り払い収入≫

